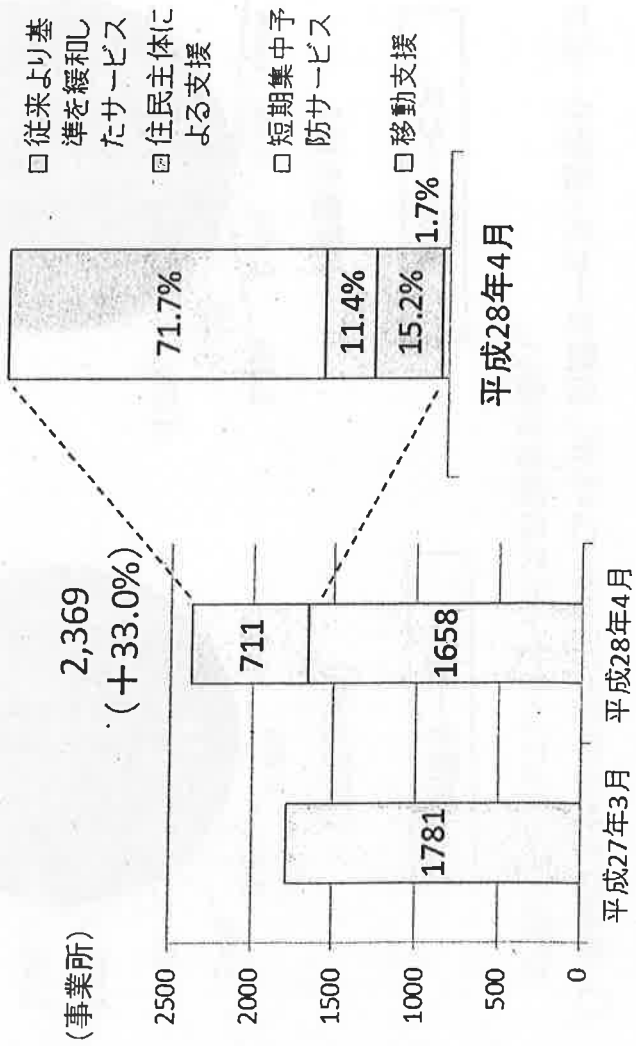


※ 以下は、平成27年4月に市町村による新しい事業へ移行した78自治体に対し、その実施状況について、確認を行った結果をまとめたもの。
計数については速報値。

サービス別事業所数推移

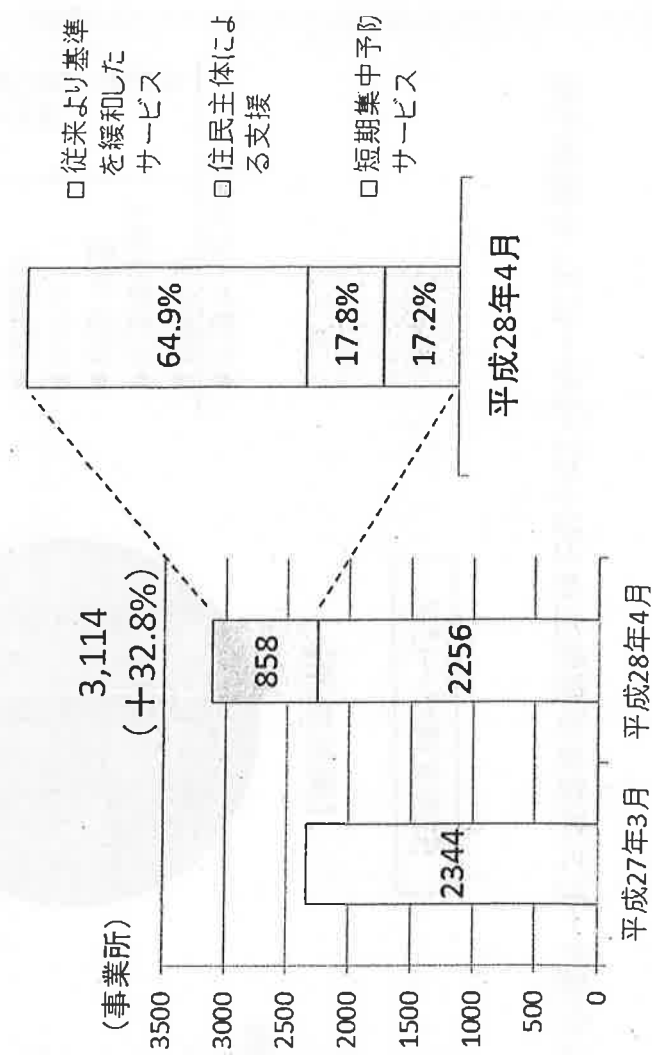
- 市町村による新しい事業の開始から1年間で、従前の介護予防訪問介護・通所介護以外の「多様なサービス」が出現。
- 「多様なサービス」の内訳を見ると、訪問・通所サービスともに従来より基準を緩和したサービスが最も多い。

訪問サービス



□ それ以外 □ 介護予防訪問介護・従前相当

通所サービス



□ それ以外 □ 介護予防通所介護・従前相当

※ 生活支援サービス(配食、見守り等)は、平成28年4月時点で132カ所。

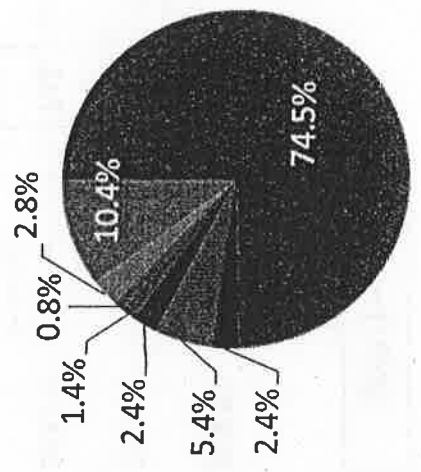
2. 「多様なサービス」の実施主体の状況

(事業者割合の状況)

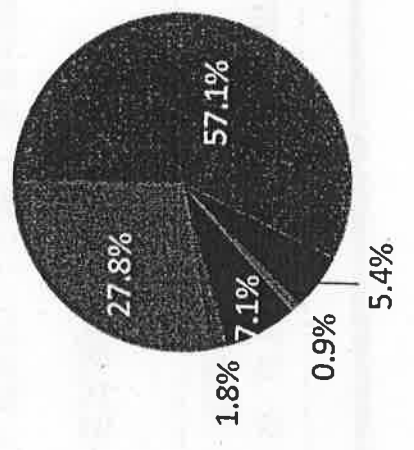
○ 多様な主体の参画が行われているが、訪問サービス・通所サービスでは、介護サービス事業者が実施主体となっているサービス、介護専門職が担い手となっているサービスの割合が高い。

訪問サービス

【実施主体】

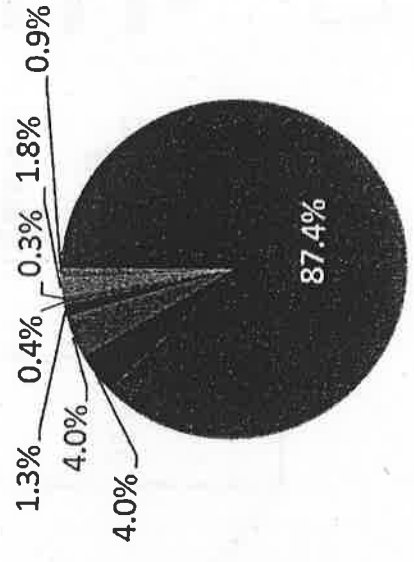


【主な担い手】

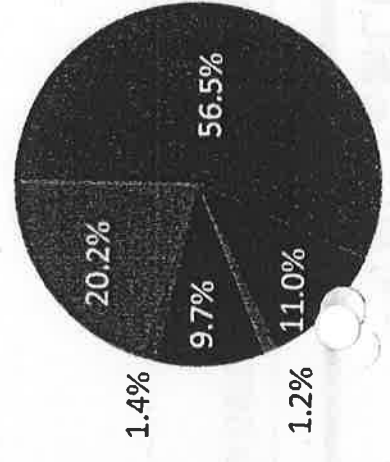


通所サービス

【実施主体】

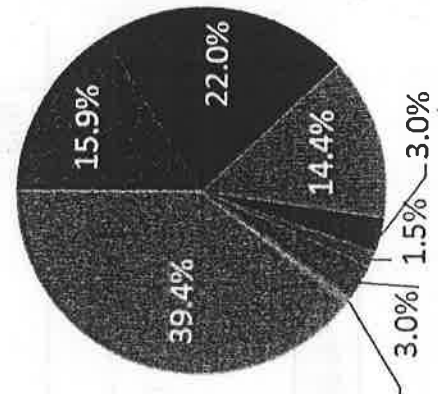


【主な担い手】

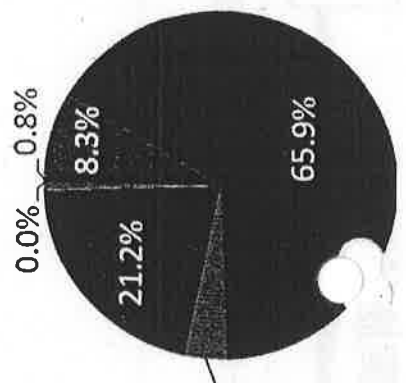


生活支援サービス

【実施主体】



【主な担い手】



- 介護サービス事業者
- 民間企業
 - 社会福祉法人
 - 社団・財団
 - NPO
 - 協同組合
 - 市町村
 - その他(※)
- 介護サービス事業者以外の場合

※「その他」には、一般住民やボランティア団体等がある。

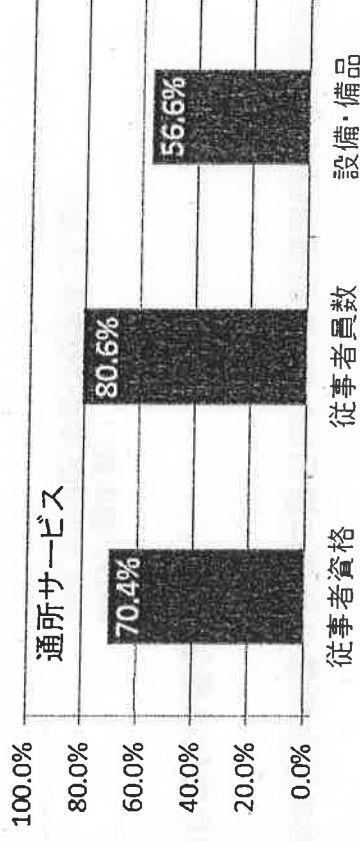
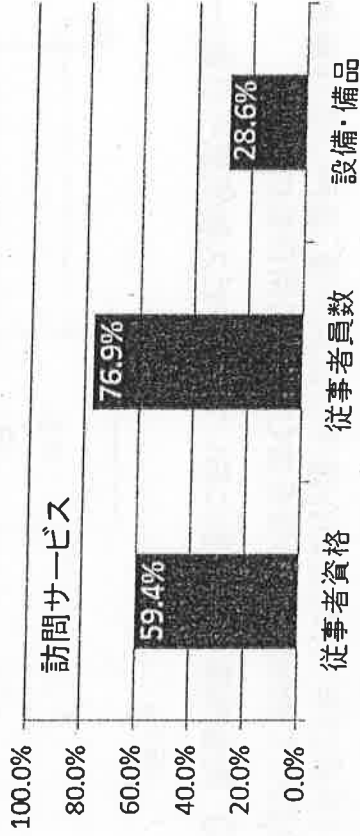
介護専門職

- 介護専門職以外の労働者
- 有償ボランティア
- 無償ボランティア
- 市町村職員
- 不明

総合事業等の実施状況③

3. 緩和型サービス事業所のうち、緩和された基準が適用されているものの割合

○ 従事者員数が緩和されている事業所の割合が高い。



4. ボランティアに関する状況

(1) 1自治体当たりの養成の状況(平成27年度)

○ ボランティア研修修了者数 : 22.2人 ○ 研修等実施回数 : 3.6回(研修の主な実施主体は市町村、社会福祉協議会)

(参考) 主な担い手となっているボランティアに対する研修の実施状況

実施主体	研修期間	頻度	概要
A市 社協(委託)	2日程度	年2回程度	一般介護予防事業におけるサポーター養成講座において実施
B市 市町村	半日	年1~2回	総合事業の内容や経験のあるボランティアによる体験発表、高齢者支援に関するグループワークなどを実施。
C市 主として社協(委託)	半日×5日	年1回	国の示しているガイドライン中のカリキュラム(*)に準拠して実施。
D町 社協(直接)	1日~4日 (参加者数に応じる)	年1回	総合事業開始以前から住民主体型の研修があったため、既に当該研修を受講している者に対しては、研修は行っていない。新規のボランティアに対しては国の示しているガイドライン中のカリキュラム(*)に準拠して実施。
E町 市町村	半日	年1~2回	国の示しているガイドライン中のカリキュラム(*)に準拠して実施。

※ 介護保険制度・介護概論、高齢者の特徴と対応(高齢者や家族の心理)、介護技術、ボランティア活動の意義、緊急対応(困った時の対応)、認知症の理解(認知症サポーター研修等)、コミュニケーションの手法・訪問マナー、訪問実習オリエンテーション

(2) 事故発生等の状況

○ ボランティアによる事故発生件数は1件あったが、ボランティア自身の人身事故であった。

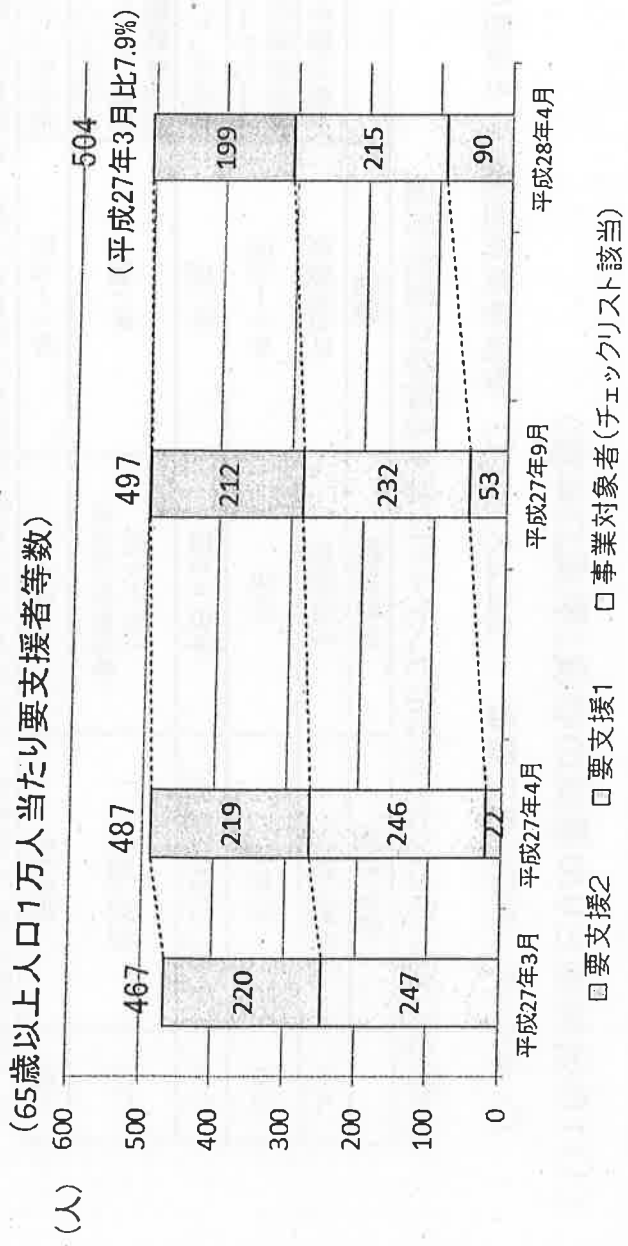
○ 市町村に対し、ボランティアによるサービス導入後の苦情の増減を聞いたところ、「増加した」と回答した市町村はなかった。

総合事業等の実施状況④

5. 要支援者等数の推移

※ データを把握していない市町村及び、基本チェックリストについて全高齢者へ配布している等の独自運用を行っている市町村を除く。

○ 要支援者数等の推移は、平成26年度までの要支援者の推移と比較して大差はない。

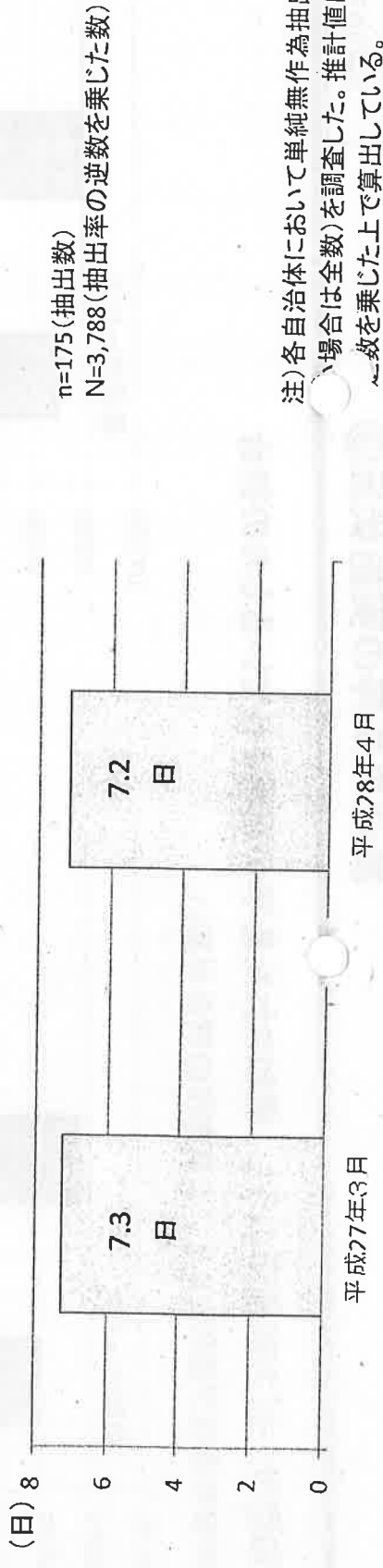


※ 要支援1・2の全国における対前年同月比は、24年3月末時点が105.1%、25年3月末時点が109.4%、26年3月末時点が106.1%となっている。(介護保険事業状況報告)

6. サービス利用延べ日数の変化

(平成27年3月時点の介護予防訪問介護・通所介護利用者で、従前相当以外の総合事業の利用に移行した者(従前相当以外の総合事業を組み合わせて利用している者を含む。)の利用日数の変化)

○ 総合事業利用前後において、サービス利用延べ日数(一月あたり)に大きな変化は見られない。



注)各自治体において単純無作為抽出法により5件(5件に満たない場合は全数)を調査した。推計値は、当該自治体の抽出率の逆数を乗じた上で算出している。

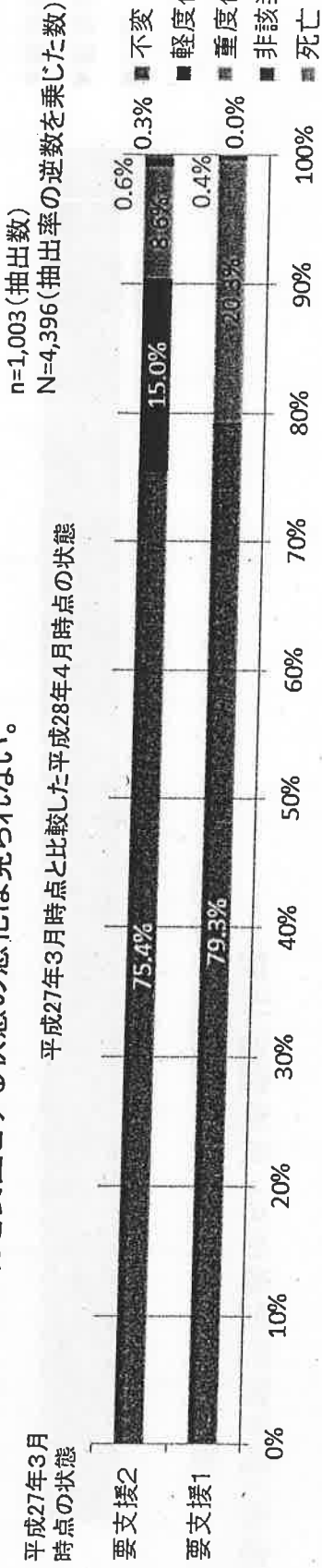
総合事業等の実施状況⑤

7. 総合事業利用者の状態の変化

(平成27年3月時点の介護予防訪問介護・通所介護の利用者で、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス(従前相当以外)の利用に移行した者の平成28年4月時点における状態変化)

○ 総合事業への移行を要因とする状態の悪化は見られない。

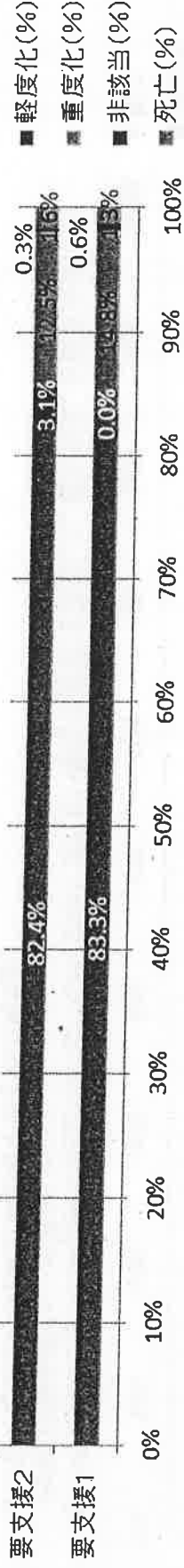
平成27年3月
時点の状態



注1) 各自治体において単
純無作為抽出法により50
件(50件に満たない場合
は全数)を調査した。推計
値は、当該自治体の抽出
率の逆数を乗じた上で算
出している。
注2) 区分変更等の時期は、
利用者それぞれで異なる。

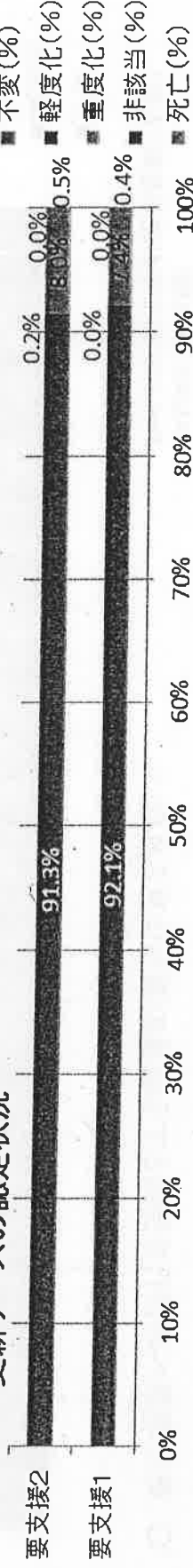
(参考) 要支援認定者の6ヶ月後認定状況

新規ケースの認定状況



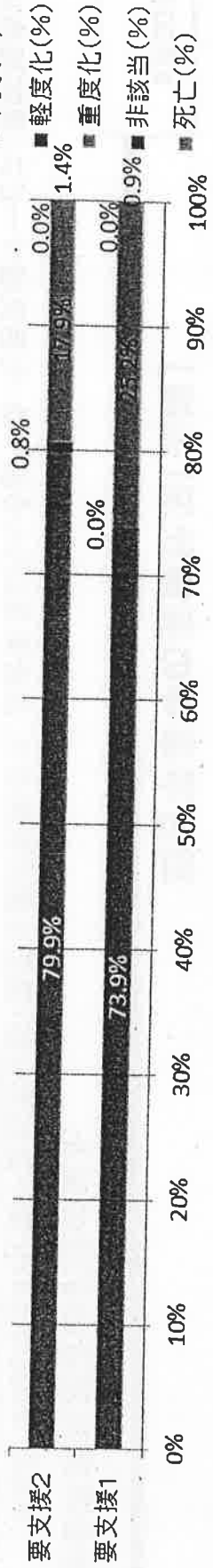
注1) 介護保険総合DBにお
ける集計結果(平成28年
7月15日時点)

更新ケースの認定状況



注2) 平成25年1月認定の
方の平成25年7月の状況
注3) 却下等件数・転居等に
よりその後の要介護度が
把握できない件数は含ま
ない。

区分変更ケースの認定状況



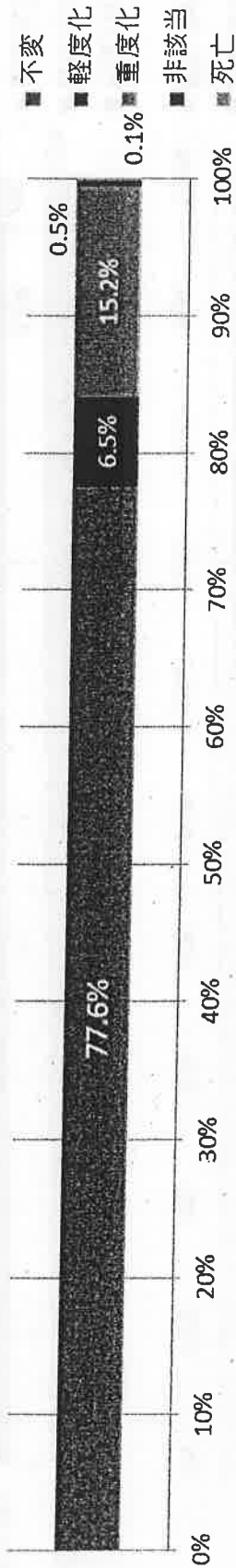
注4) 区分変更の結果、要
介護度が変わらなかった
場合の「みなし更新認定」
も含む。

総合事業利用者の状態の変化

(平成27年3月時点の介護予防訪問介護・通所介護の利用者で、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス(従前相当以外)の利用に移行した者の平成28年4月時点における状態変化)

○ 総合事業への移行を要因とする状態の悪化は見られない。

n=1,003(抽出数)
N=4,396(抽出率の逆数を乗じた数)



注1)各自治体において単純無作為抽出法により50件(50件に満たない場合は全数)を調査した。推計値は、当該自治体の抽出率の逆数を乗じた上で算出している。

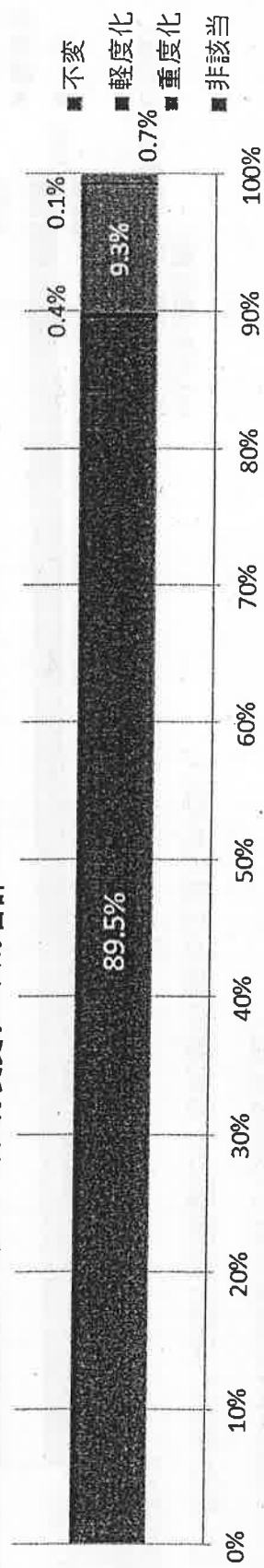
注2)区分変更等の時期は、利用者それぞれで異なる。

※「重度化」に該当したケースが多く、かつ、重度化割合の高い5自治体に対して、総合事業への移行を要因として利用者の状態悪化に直接繋がったケースの有無について確認したところ、いずれの自治体も見受けられないとの回答であった。

5自治体:東京都品川区、国立市、熊本県宇城市、大分県佐伯市、杵築市。

(参考)要支援認定者の6ヶ月後認定状況

※ 新規ケース、更新ケース、区分変更ケースの合計



注1)介護保険総合DBにおける集計結果(平成28年7月15日時点)

注2)平成25年1月認定の方の平成25年7月の状況

注3)却下等件数・転居等によりその後の要介護度が判定されない件数は含まない。

注4)区分変更の結果、要介護度が変わらなかった場合の「見直し更新認定」も含む。

総合事業等の実施状況⑥

8. 生活支援体制整備事業の実施状況

- 調査対象の78自治体中、平成27年4月に生活支援体制整備事業を開始した自治体は68自治体。
- 生活支援コーディネーター・協議体ともに、今後さらに活動を活発化していく必要がある状況である。
- なお、協議体の1自治体当たりの平均開催回数は4.7回であった。

(自治体)

	住民の意識調査	ニーズの把握	社会資源の把握	社会資源の創出	ネットワーク構築	担い手の養成	社会資源とサービスのマッチング
市町村レベル	10	30	30	13	27	17	8
協議体	12	27	28	9	25	9	5
日常生活圏域レベル	4	8	10	4	8	5	3
協議体	5	10	13	4	10	2	2

※ 複数回答

9. 地域ケア会議の実施状況

- 地域ケア会議の活動状況は、事例検討は比較的多くの市町村で行われていたが、地域課題の検討や、施策検討などは未だ低調であった。

(1) 地域ケア会議の活動状況

① 地域ケア個別会議

(日常生活圏域レベルにおいて地域包括支援センターが主催し、個別課題の解決等を行う。)

(自治体)

事例検討	ネットワーク構築	ケアマネジメント支援	地域課題の把握	地域課題の検討
70	56	59	60	30

※ 複数回答

②地域ケア推進会議

(市町村レベルにおいて地域包括支援センター又は市町村が主催し、地域づくり・資源開発等を行う。)

(自治体)			
ネットワーク構築	地域課題の把握	地域課題の検討	施策検討
38	43	38	17
			市町村への政策提言
			11
			社会資源の創出
			12

※ 複数回答

(2)地域ケア会議の1自治体当たり開催回数等(平成27年度)

開催回数		取扱ったケアプラン数	
地域ケア個別会議	36.0回		
地域ケア推進会議	5.7回		79.7件

10. 生活支援体制整備事業等により新たに創出されたサービス数

○ 生活支援体制整備事業や地域ケア会議により、地域の課題やニーズを踏まえたサービスの創出に至った実績は、その他と比較して低い。

事業所等数	192	26	1483
		生活支援体制整備事業	地域ケア会議
			その他

総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)等のロードマップ【第6期詳細】(イメージ)

9月30日介護保険部会資料

移行状況	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度～		
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
<p>● 78自治体</p> <p>→ 288自治体</p> <p>● 516自治体</p> <p>→ 1,579自治体</p>	<p>市町村が定める条例に基づき、段階的に実施</p>											
<p>取組段階</p> <p>総合事業の円滑な移行に関する支援</p>	<p>先行移行自治体の状況等の把握</p>											
<p>取組事項</p> <p>総合事業の施行</p>	<p>セミナー開催 総合事業への早期移行に向けたセミナー</p> <p>計11回</p> <p>総合事業の移行に関する実践事例集の作成</p> <p>セミナー 総合事業への移行事務等に関するセミナー</p> <p>計12回</p> <p>総合事業の円滑な移行に向けた支援</p> <p>効果測定指標に関する研究事業</p> <p>先行移行自治体調査</p> <p>創出された事業所数の把握</p> <p>事業を開始している自治体でも、生活支援サービス等の今後の展開に向けて取組を行っている段階にある。</p> <p>早期に移行した自治体の実践事例においても、住民主体のサービスの創出の前に、まず地域の関係者間での意識の共有の推進が必要だとして取組を行っている事例がある。</p>											
	<p>総合事業への移行の経過措置期間の終了</p>											
	<p>生活支援体制整備事業の経過措置期間の終了</p>											
	<p>事業効果に関する研究事業</p> <p>事業評価の実施</p> <p>創出された事業所数の把握</p> <p>(対象:平成27年度実施分)</p> <p>(対象:平成28年度実施分)</p>											

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月 1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	日本郵便(株)	
	目的・内容 ・結果等	国会議員への陳情関係書類郵送料	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費	レターパック 1枚	510
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数	1 枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	③、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

第452265-26号

領収書

おなまえ 高知市議会公明党様	領収内訳 現金 510 小切手 切手 証紙	円 円 円 円
受領金額 510円	内消費税額	円

<業務委託元等>
 株式会社ゆうちょ銀行
 株式会社かんぽ生命保険
 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

※金額欄を訂正しているものは無効です

郵便	貯金	保険	物販等
切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納 計器予納金 受取人払) (着払 その他)	2回目以降の保険料の払込み	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他()	
①-1,001 (0 510 円) × 1 (枚・個・通・件) (0 0 円) × (枚・個・通・件) (0 0 円) × (枚・個・通・件) (0 0 円) × (枚・個・通・件)			
払込期間及び払込月数 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで			

【郵便局】
収入印紙
課税相当額
以上貼付

担当者印

取扱郵便局 高知県庁内 郵便局
 電話番号 088-823-4791
 受領者氏名

29年5月24日

日本郵便株式会社
 (所在地：東京都千代田区霞が関1-3-2)

※裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第452265-26号

国会議員への陳情関係書類を
郵送しました。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月 1日(土) ~ 6月 30日(金)	
	支出先	(株)ぎょうせい ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動のために必要な資料の購入	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	月刊「ガバナンス」ほか資料購入	43,599
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
		領収証書及び支払証明書添付枚数 6 枚	
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥ 資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日		振込・振替先の口座番号	
29--4-27		普通4913720	
店番号		お取引口座番号	
*****		*****	
振込手数料	お取引振込額	お取引金額	
108	*****	12,312	
お取引内容		お取引後残高	
電信振込		*****	
時刻	利用手数料	お取引店番号	
1233	*****	065300-20350112	
高知			

みずほマイレージクラブお取引条件
が変更されました。くわしくは店頭へ
みずほ銀行
東京営業部
カキヨウセイ様

コウチシキカキイン テラウチノリヨ
シ様
090-4902-0347

裏面に「みずほ」からのお知らせがあります。

0678

月刊「かバナソス」年間購読費 12,312円
振込手数料 108円

合計 12,420円

領収書添付用紙

議員名：伊藤 弘幸

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No.2017-04-262

伊藤 弘幸様

金額

¥7,200 円

但し 政策資料「地方政治研究」代金として

平成 29 年 4 月 12 日

上記正に領収いたしました



豊橋市東田町西前山 144-14
 地方政治研究会 伊藤秀昭
 TEL 090-3834-5411 FAX 0532-53-3483

領収書

政策資料代金 7,200円
 (4月分から9月分の半年分)

領収書添付用紙

議員名：伊藤 弘幸

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 たいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

四国銀行

お取引日	取扱店番	0003 9275
29-04-12	0126	
銀行番号	支店番号	口座番号
0175012601001		
取引区分	お取引金額	¥7,200
お支払		
お取引後の残高		
お支払可能残高		

100円	500円	1000円	5000円	10000円	50000円
100円	500円	1000円	手数料	その他	
			¥324		

お受取人
 三菱東京UFJ銀行
 豊橋支店
 普通0521062
 伊藤 ヒデアキ様

ご依頼人
 伊藤 ヒロユキ様
 088-866-5443
 13:06

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

政策資料代金 7,200円
 (4月から9月分の半年分)
 手数料 324円

2017年4月18日

地方政治クリエイト 伊藤 秀昭

【確認】直近のお振り込み——H29.04.12（年/月/日）に領収しています。

振り込み金額は 7200円（単価 1200円）

この代金は 期間H29/04-29/09月号分として受領しています。但し4月15日現在

◎

＜振込先＞ 三菱東京UFJ/豊橋支店 普通 口座番号 0521062 伊藤秀昭
ゆうちょ銀行/（店番）218 普通 記号 12190-2 口座番号 24996261 伊藤秀昭
但し、他の金融機関からゆうちょ口座へお振込みの場合は口座番号の最後の1は不要です。

地方政治研究

2017年

4月号(3/16-4/15)

【総括】5・3を前に豊大で教壇に

【今月の議会テーマ】

社会福祉セミナー第53号
障害者差別解消法について その2

1.女性視点を防災対策に

情報セキュリティの基礎
～知識・理解・信頼～

2.子どもの見守りについて

【資料】

P	日	内容
1	16	公明 過労死の防止こそが大前提
4	17	認知症対策、初期支援チームの全国設置急げ
5	17	トイレの洋式化促進を 伊藤都議らが品川区長に
6	18	オランダ下院選 極右政党の躍進は防げたが
10	19	現場発の多様な提案、地方議会定例会から
12	20	深刻な人権侵害、相談しやすい体制づくりをさらに
15	21	地域の困りごとに対応、支える仕組み構築を支援
17	22	建設職人基本法 一人親方の安全、健康守り
20	22	「人手不足社会」どう乗り越える
23	23	地域医療、病院間の連携でサービス維持を
26	24	熊池氏証人喚問、裏付け欠き説得力に乏しい
29	25	安全確認、主役は子ども 長野/佐久市
32	26	テロなど組織犯罪をどう防ぐか「テロ等準備罪」
38	27	避難指示解除、福島再生への確かな一歩に
40	28	メディカルジェット、搬送能力生かして命守りたい
43	29	I 災害時に迅速な避難促す、拡充される気象情報
46	30	世界経済の行方、日本は予算の早期執行で
49	31	英のEU離脱交渉、建設的な議論めざす努力を
52	1	対話の春へ、公明党の政策実現力を訴えよう
56	1	議会最前線、愛知、札幌、横浜、岡山
58	2	都民とともに「東京改革」 都議会中島団長に
62	3	自由貿易のメリットとは、競争が生産性向上促す
66	4	働き方改革と公明党、働く人の立場から提言
69	5	日韓関係、立て直しへ重要な節目、対話急げ
72	6	中小企業、設備投資をどう後押しするか
74	7	PM2.5監視体制を強化
77	7	走り始めた燃料電池バス、都東京五輪へ100台め
79	8	シリア化学兵器、使用は非人道的許されない
83	9	乳幼児の家庭内事故防ごう 東京/葛飾区
86	11	よみがえれ美しき故郷、待望の住民帰還スタート
89	12	犯罪被害給付制度、親族間事件にどう対応
92	13	I 熊本地震1年、仮設後の見通し、できるだけ早く
95	14	I 寄り添う支援さらに、迫る仮設の入居期限
98	15	英のEU離脱 問われる統合の理念
一般紙		
101	世界	シリア化学兵器疑惑、空爆住民の口から泡
104		米中首脳会談 世界の安定探る対話を
105		熊本地震1年 関連死防ぎサポートを
107	アベノミクス	消費拡大崩れる青写真、ベア続けたが効果なく
110		「戦間」否定論理なき解釈、南スーダンPKO
112	森友問題	政権 解明及び腰
115		森友と政権 究明になぜ背を向けるのか
116	共謀罪	早くも激論、首相「テロ前面」、野党「内心を処」
118		共謀罪と同じ「組織犯罪」名目、治安維持法教
120	東芝	東芝、上場ごだわり強行
122	肖えた有権者	区にも把握できぬデータ
124	熊本地震	I 活断層、備えて暮らし、益城町「共存」の道探
125		新人口推計、政策にどう生かすか
127		生涯未婚男性23%、非正規も4割金銭も障害
132		水道民営化促進へ法案、水質や値上げ懸念
135		伝統の訓練中止できず、春の大雪山層雪崩か
138	II	千葉女児殺害 保護者会長を逮捕、防犯カメラ
140		再燃? 日米自動車摩擦
145	議会傍聴記	蒲郡市議会傍聴記④⑤⑥
		広がる語学ボランティア 訪日客に「ハロー!」
		被災者支援を恒久化 2017年度税制改正案
		福祉用ロボット視察、 福島/郡山市
		へリ操縦士の確保急げ
		サンデーニュース教室 中小企業力強く支援
		Q&A 宅配ボックス、ガスの小売り自由化
		I 交渉「丸投げ」を批判、都議会百条委野上議員
		防災気象情報、より分かりやすく発信
		検診にHPV検査導入、子宮頸がんを早期発
		働き方改革に挑む中小 ⑥女性の活躍促進
		「命の大切さ」学んで、17年度がん教育が本格化
		日欧のEPA、自由貿易のメリット発信したい
		土曜特集「韓国政治の行方」
		児童虐待への対応強化へ、関連法改正案の
		放射線教育の充実を、注目の学習拠点「コミュン
		国連PKOの成果と今後の課題、南スーダン撤収
		介護予防は地域が主役、4月から総合事業に移行
		事業評価でムダ削減! 17年度は720億円、東京
		「一人親方」の安全を守る、推進法が施行
		全国初 観光バス条例施行
		科学研究失速、科技立国へ政策的援助拡充を
		埼玉、初の公立夜間中学 19年4月の開校めざす
		スマホの充電、街中でもOK 太陽光利用 東京着
		再生可能エネの普及めざす、固定価格買取制
		I ランドセル代、入学前に、就学援助前倒し支給
		栃木雪崩死亡事故、万への備えは十分だったか
		地方議会定例会から、安心の街づくりへ論戦
		土曜特集 激増するネット通販の影響
		全国県代表協議会 山口代表あいさつ
		東アジアの平和と安全に不可欠、米中両国の協
		都議会公明党「身を切る改革」を実現
		若いがん患者を支えよう、AYA世代国の支援
		東芝の半導体事業、売却に安全保障上の懸念
		議会最前線、岩手、和歌山、福岡、広島
		米シリア攻撃 無責任な単独行動だ
		雪崩事故 くむべき教訓は何か
		「大統領の犯罪」再び 韓国経済低迷
		ベア4年目で最低、完成春闘失速
		PKO日報、国民を欺く情報隠蔽
		森友劇場「ポスト真実」まみれ
		教育勸語、過去の遺物が教材か
		共謀罪審議 政権の体質が見える
		具体性なき「懸念無用」、「共謀罪」審議入り
		東芝の経営、信頼を取り戻せるか
		投票所まで行けない、書けない
		災害救援、官民の総力戦「自治体が主役」は限界
		教育勸語 憲法とは相いれない
		入院ベッド15万床削減、2025年「地域医療構想」
		軽度介護市町村が事業、来月完全移行
		老いとともに 一人でも元気に自立の暮らし
		II 千葉の女児殺害、子どもの安全守るには、
		検討進む働き方改革
		豊橋市議会傍聴記④⑤⑥
		女性外来の専用エリア、建替え進む県立中央
		「地域共生社会」をどう描くか
		I 災害とSNS、情報の信頼性どう確保するか
		素手指導要領改定案「深い学び」で人間力育
		働き方改革に挑む中小、長時間労働の
		沖縄の振興発展に全力 県政報告会 沖縄市
		地方議会定例会から暮らしの安心へ論戦
		なるほど図解、都民とともに「東京改革」
		交通不便地域でタクシー活用、水戸市で実証
		暮らしの春風、新年度からスタートする実績
		産後うつ予防、育児への不安和らげる環境を
		地方議会、現場の視点で多彩な論戦
		3・11で犠牲になった動物を知って! 静岡/富
		地方議会定例会、地域の安心、活力求めて
		土曜特集 広がる「シェア経済」
		文化庁移転で政策提言 京都市議団
		豊洲移転問題の見通し、都議会東村幹事長
		住まいの貧困、増える空き家を活用したい
		地方議会定例会、地域の課題解決へ論戦
		I 女性の視点を防災対策に
		東京改革は議員から、報酬20%削減で覚悟示
		農家の収入保険、創設へ価格下落に備え安全
		認知症カフェが安らぎの場
		農園で知的障害者ら雇用 愛知/豊明市
		新人口推計、子育て支援、更に急ぎたい
		「もったいない」を「ありがとう」に 名古屋
		揺れるトランプ節 真意は 外交、経済
		米国とロシア 協力の大国関係を築け
		PKO日報問題特別監察へ防衛相問われる統
		改正道交法施行 車社会を問う契機
		問題発覚後顔面にメール双方主張裏付け記載
		大岡さん逝く 言葉の信を紡いだ旅
		安倍内閣「1強」が生む問題発言
		避難解除と福島復興、多彩な生き方支えてこそ
		減る人口、進まぬ備え、子育て支援、年金医療介護
		病床減、受け皿確保課題、地域医療構想
		司法の独立 揺らぐ足元、高浜再稼働容認
		II 修了式の朝 行方不明に、千葉女児遺体
		「共謀罪」審議 不安に思うのは当然だ
		豊洲移転解明進まず、石原氏「記憶にない」

前号で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称、障害者差別解消法について、障がい者を規定している法律の紹介をし、障害者差別解消法の対象となる障がい者は「障害者基本法」に規定されているものと同じであり、障がい者の状況をみると国民の6.7%が何らかの障がいを持っていることをまとめました。その上で、障害者差別解消法ができた背景とその概要をお伝えしました。

今回は、障害者差別解消法に障がい者差別として示されている、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の「合理的配慮」について確認したいと思います。

1. 「差別」や「偏見」に対する意識について

障がい者に対する差別について、内閣府による「障害者に関する世論調査（平成24年7月調査）」の中で、世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか聞いたところ、「あると思う」とする者の割合が**89.2%**（「あると思う」56.1%+「少しはあると思う」33.0%）、「ないと思う」と答えた者の割合が9.7%となっています。平成19年2月調査結果と比較して見ると、「あると思う」（82.9%→89.2%）とする者の割合が上昇し、年齢別に見ると、「あると思う」とする者の割合は20歳代から50歳代で高くなっています。また、世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者（1,706人）に、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか聞いたところ、「改善されている」とする者の割合が51.5%（「かなり改善されている」8.5%+「ある程度改善されている」43.0%）、「改善されていない」とする者の割合が40.8%（「あまり改善されていない」31.9%+「ほとんど改善されていない」8.9%）となっています。平成19年2月調査結果と比較して見ると、「改善されている」（57.2%→51.5%）とする者の割合が低下し、「改善されていない」（35.3%→40.8%）とする者の割合が上昇している。

性別に見ると、大きな差異は見られませんが、年齢別に見ると、「改善されている」とする者の割合は60歳代、70歳以上で、「改善されていない」とする者の割合は30歳代、40歳代で、それぞれ高くなっているという調査報告があります。

同じく、内閣府による「人権擁護に関する世論調査（平成24年8月調査）」の主な人権課題に関する意識について調査したところ、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合が47.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた者の割合が44.7%と高く、以下、「差別的な言動をされること」（39.8%）、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（35.5%）などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合が10.8%となっています。（複数回答、上位4項目）都市規模別に見ると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっています。性別に見ると、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は女性で高くなっています。年齢別に見ると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合は40歳代、50歳代、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた者の割合は20歳代から50歳代、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代でそれぞれ高くなっていました。

これらの調査結果が報告された2012（平成24）年頃は、「障害者差別解消法」が成立し、「障害者基本法」が改正され（平成23年7月29日成立・8月5日交付）、障害者の定義の見直し、「差別の禁止」が明記され、バリアフリー化や人権等についても基本的施策に位置づけられるとともに、障害者虐待

防止法が施行され、障害者雇用の一部が改正され障がい者への施策が一段とすすめられた時期です。

紹介した調査結果をみると、国だけで施策を作ってもなかなかうまくいかない。物理的な差別は法制度を整えていく中で課題が解消されていくことはあるかと思います。しかし、人の心の中から生まれてくる、「差別」や「偏見」、「人権意識」は、社会の中で一緒に生活する人々が差別感情をもっていたら、どれだけ法整備を進めても意味がなくなってしまいます。人権擁護の調査結果からも、9割近くの障がい者が、何らかの差別を感じている実態があります。ジロジロ見られるなど直接的なものでも、差別感情を感じてしまう行為もあるのです。このように「差別」は容易に単純に解決できるものではなく、一人ひとりが「障がい者差別」について考えていくことが何よりも重要だと思えます。

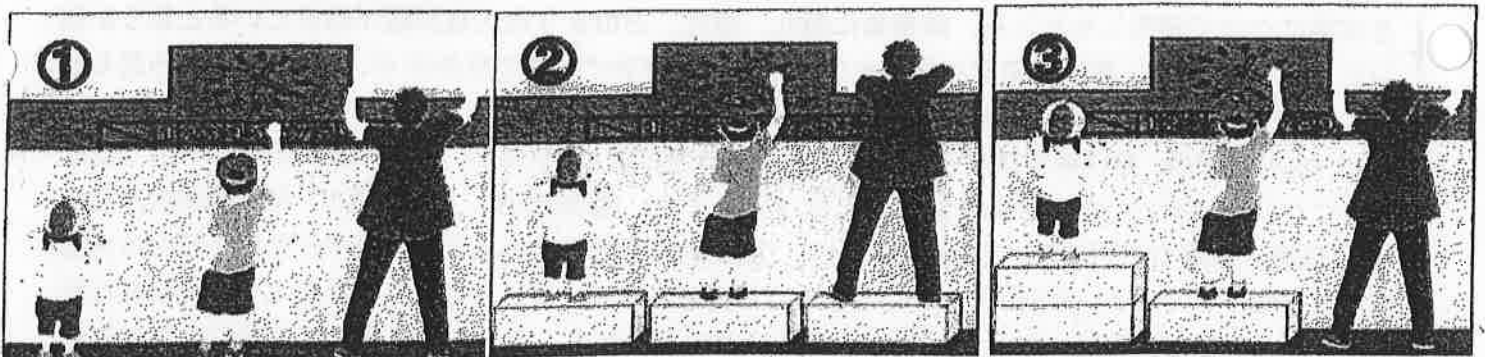
2. 「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮」

障害者差別解消法には、「障害を理由とする差別とは何か」という定義の規定はありません。しかし、「差別」や「合理的配慮」という考え方は人それぞれです。個々人の感覚に任せていたらうまくいかない可能性もあります。そのため、どうしたらよいかを示すガイドラインが必要となります。それにあたるのが「対応要領」、「対応指針」と呼ばれるものです。

障害者差別解消法の第9条、第10条には、国や独立行政法人、地方公共団体に対し、職員のための差別禁止のガイドライン「対応要領」の作成が定められています。対応要領は、いわゆる差別についてどのようなものが該当するか、合理的配慮として挙げられるかという事例集です。これは各省庁、機関にあわせて作成されています。なお、地方公共団体については、作成は努力義務とされています。

同様に、事業者へのガイドラインとして「対応指針」があります。同法第11条で、主務大臣が必要な指針を定めることを規定し、省庁ごとに作成します。例えば、金融機関であれば金融庁、医療機関であれば厚生労働省、学校であれば文部科学省と各省庁が所管する事業者に対して作成することになります。「対応要領」、「対応指針」はともに差別解消に向けた取り組みに対する基本的な考え方を示した「基本指針（第6条）」に即して作成されますが、差別的取り扱いや合理的配慮の部分については、その省庁が所管する事業に沿った記載がされています。

3. 合理的配慮の基本的考え方



- ① 3人で野球観戦をしています。しかし塀があって、観戦できない人もいます。
- ② この球場には配慮があって、ブロックが用意されていましたが、一人ひとつずつ分けましたが、まだ観戦できない人がいます。
- ③ 今度はこのようにブロックを置き直しました。これでみんな観戦することができます。

この球場にはもともとブロックが用意されていました。そのブロックを一人ひとりのニーズに合わせて、ブロックを用いている点が、「合理的配慮」といえます。合理的配慮の基礎となる環境の整備を「基礎的環境整備」（はじめからブロックを準備）といいます。基礎的環境整備と合理的

配慮、つまり、全体に対する配慮と個別の配慮がうまくあわさって、配慮の内容に応じた支援が成立（合理的配慮）します。野球場だけでなく、例えばサッカー場はどうかというように、生活している環境の状況が変われば合理的配慮の内容も変わってきます。また、配慮の内容を検討するときには、お互い十分な意見交換をすることが求められます。

	合理的配慮	不当な差別的取り扱い
国・地方公共団体、行政機関	しなければならない	してはいけない
民間事業所	するように努力	してはいけない

4. 求められる具体的な取り組みの例（各場面の不当な差別的取り扱いと合理的配慮の具体例）

医療・健康に関する不当な差別的取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ✖ 介助が必要な身体障がいがあることや、精神障がいがあることを理由に、診察や入院を拒む ✖ 治療に集中することが困難な発達障がいの子どもの歯科診療を拒否 ✖ 医療機関関係者が、障がいがあることについて、卑下した言動をとる、障がいのない人とは異なる言動、態度をとること など

医療・健康に関する合理的配慮の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療者が、障がいについて正しい知識を習得した上で、当該患者の反応について正當に評価する ◎ 医療機関内で患者を呼ぶ際、聴覚障がいのある人については声だけに頼らず、プライバシーにも配慮しつつ、本人が気づくように連絡をとる ◎ 本人の希望するコミュニケーション手段を尊重し、情報保障のうえ、説明に必要な時間を十分にかき、自己決定に必要な情報を障がいのある人本人に伝える など

社会福祉施設・学校に関する不当な差別的取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ✖ 人的・整備体制が整っており、対応可能であるのに医療的ケアの必要な障がい者、重度の障がい者、多動な障がい者のサービス利用を拒否、正当な理由なくサービスの利用を制限する ✖ サービス利用と提供の際に、ほかの人とは異なる取り扱いをする。（行事、娯楽への参加の制限） ✖ 障がいのない人にはつけない条件を、サービス利用に際し条件をつける ✖ 調理実習を自分もやりたかったが「座っていなさい」とやらせてもらえなかった ✖ 学校の修学旅行への参加にあたり、相談者側で介助者を用意（費用含む）がないと参加できない旨言われた など

社会福祉施設・学校に関する合理的配慮の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、ルールや慣行を柔軟に変更する ◎ パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設けること ◎ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付き等、わかりやすい説明をすること ◎ 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援

（出典・引用）

- これならわかる 障害者差別解消法 株式会社翔泳社 2016.11.5 第2版 二本柳覚
- 内閣府 「障害者に関する世論調査」 世論調査報告書 平成24年7月調査
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-shougai/2-2.html>
- 内閣府 「人権擁護に関する世論調査」 世論調査報告書 平成24年8月調査
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/>
- 内閣府 「平成25年版 障害者白書」 <http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/index.html>
- 大阪府教育センター 連続ミニ講座 第3回 合理的配慮と基礎的環境整備
<https://www.osaka-c.ed.jp/blog/edu/center/2015/12/15-075928.html>

工藤 明人（社会福祉士・介護支援専門員） 認定NPO法人東三河後見センター 事務局長
障がい者支援施設（知的障がい者施設）にて生活支援員として従事後、社会福祉士養成大学にて助手、助教を経て現職。愛知県社会福祉士会理事、豊川市成年後見支援センター運営委員、尾張東部成年後見センター適正運営委員、新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員、愛知ぽあとなあ 等

消えた有権者

介護を受けるようになるなどで、一体、どれくらいの人たちが政治に参加できなくなっているのだろう。介護など多くの高齢者がかかわる問題は国の重要課題なのに、当事者の声を聞かずによいものか。いま一度考えたい。

(三浦耕喜)

きっかけは、隔週水曜日に掲載している本紙の連載コラムで、二月一日付の「生活部記者の両親ダブル介護」への反響だった。投票には欠かさず行く人だったのに私の母(ハ)は認知症で、父(ハ)は煩雑な手続きに対するためらいで、いずれも投票できなかった話だ。

「まったく同感。私の母もそつですから」と語るのは、埼玉県春日部市の女性(ハ)だ。

国も把握できぬデータ

⊕

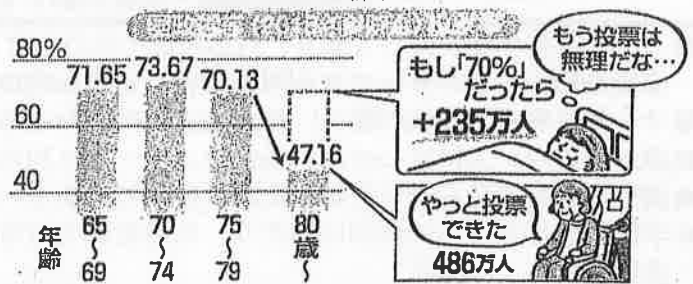
九十歳の母親は新潟市のグループホームで暮らす。認知症で要介護3。月に一度、母と空き家になった実家の様子をみに通う。

ある時、実家に昨年十月に投票された新潟県知事選の通知が届いていたことに気付く。東京電力柏崎刈羽原発の再稼働が争点だった。だが、時すでに遅し。「社会への関心も高かった母です。分かっていたら、絶対に投票に行っていたでしょう」

厚生労働省によると、要介護(要支援)認定を受けた人は六百万人超。その人たちの

80歳以上で200万人強?

「消えた有権者」200万人以上の可能性



参政権をどう守るか。選挙制度を所管する総務省も重視し、有識者会議で議論する。会議の概要は資料と共に公開されている。まずは現状を知るのが重要だ。介護認定者の何パーセントが投票できているのか。識者が集まる会議だ。データがあるに違いない。

い。全資料に目を通す。驚いた。ないのだ。同省選挙管理課の担当者に確認する。申し訳なきように担当者には答える。「ご指摘通り、そういうデータを取っていないのです」。介護は状態や環境もさまざま。それによって投票へのアクセスも細分化され

ている。しかし、複雑な仕組みや手続きに埋もれ、全体像が見えないのだ。

ならば自分で調べるしかない。せめて、おおよその傾向をつかめたいか。すると、注目すべきデータに行き当たった。昨年七月の参院選での投票率だ。二十一〜三十歳代は30〜40%台なのに対し、六十〜七十歳代は七割前後が投票している。

ところが八十歳以上だと投票率は47・16%に激減する。過去の投票率を調べると、彼らが六十〜七十代だったころは七、八割が投票していた。

一般財団法人「医療経済研究機構」の西村周二所長に聞く。社会保障政策を経済学的手法で解き明かす「医療経済学」の草分けで、国立社会保障・人口問題研究所の所長も務めた。京都大経済学部の元教授で、私の恩師でもある。

西村所長は「細かく言えば、施設入所者は施設内でも投票できるので、施設と在宅とは分けて考える点も大事だが、大まかな数値として『二百万人以上』という推計は当たっているのではないかと

つまり、少なくとも七割が選挙に行っていた世代が、八十歳を超えると半分も行っていないといふことだ。

同月の人口推計によると、八十歳以上の人口は千三百万人。投票率が70%だった場合、投票者数は七百二十万人。だが、実際に行ったのは

四百八十六万人だ。その差は二百三十五万人。この数字は何を意味するのか。同様の傾向は二〇一四年の衆院選でもみられる。投票率は七十代は70%ほどだったのが、八十歳以上では44・89%だ。

断定はできない。だが、「消えた有権者」は二百万人以上という可能性が浮かび上がってこないか。

「二百万人以上いる可能性がある。消えた有権者」。投票しようとする、どんな困難があるのだろうか。六日の⑧に続く。

消えた有権者

5日付の今回は認知症や介護などで、200万人以上が「消えた有権者」になっている可能性を指摘した。衆院選で計算すると小選挙区ひとつ当たり、7000票弱が消えていることになる。この票数は、勝敗を左右するには十分だ。なぜ、そんな票が消えるのか。(三浦耕喜)

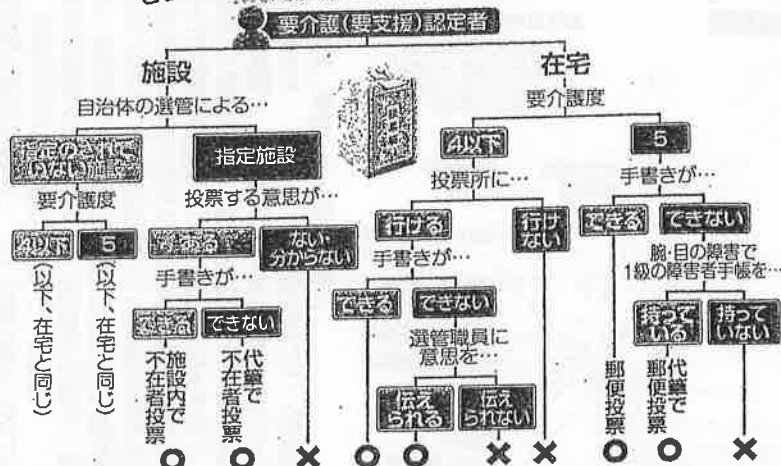
「投票できずに戻ってきたよ」。そう聞かされると、何とも悲しい気持ちになる。金沢市の「石川勤労者医療協会」専務の国光哲夫さん(56)は、選挙のたびにそんな高齢者を見てきた。

例えば、特別養護老人ホームの施設長を務めていた二〇〇九年の衆院選。政権交代のかる選挙だった。「戦争を経て、政治に参加する大切さ」を心に刻んだ世代。選挙は行って当たり前という人たちが「国光さんはどう一票」

投票所まで行けない、書けない

①

どうなる? 要介護者600万人の「一票」



幾重も制度のバリアー

につなげていくが苦心した。都道府県の選挙管理委員会が指定すれば、施設内で投票できる制度がある。だが、規模が規定に達していないと却下された。

ならば、期日前投票に行

う。だが、人手に限界があり、連れ出せる人数は限られた。何とか投票所に連れて行くと、「公正な選挙のため」と、投票所に入れるのは本人だけ。受付で生年月日と言えなかったり、期日前投票

理由に印を付けられないなど、あきらめる人もいる。受付が済んで投票用紙を手にしても、手書きで記入できるか怪しい人も。その時は選挙職員がサポートする決まりだが、本人にとっては、いきなり見ず知らずの人の指図を受けるようなものだ。パニックになり、投票どころではなくなる。

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

名古屋市の介護老人保健施設「セントラル内田橋」事務次長の鈴木章夫さん(60)は「選挙があれば、まず投票するかどうかをヒアリングします」とい

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

「認知症でも軽度なら、家族やスタッフ相手には正常な判断・意思表示はできる」と国光さん。「投票所など建物のバリアフリーは進んでも、制度のバリアーはなお高い」と訴える。

施設内で不在者投票ができる「指定施設」でも、実際に「一票」につなげるかどうかは、どれだけ手をかけるかに左右される。

活断層 備えて暮らす



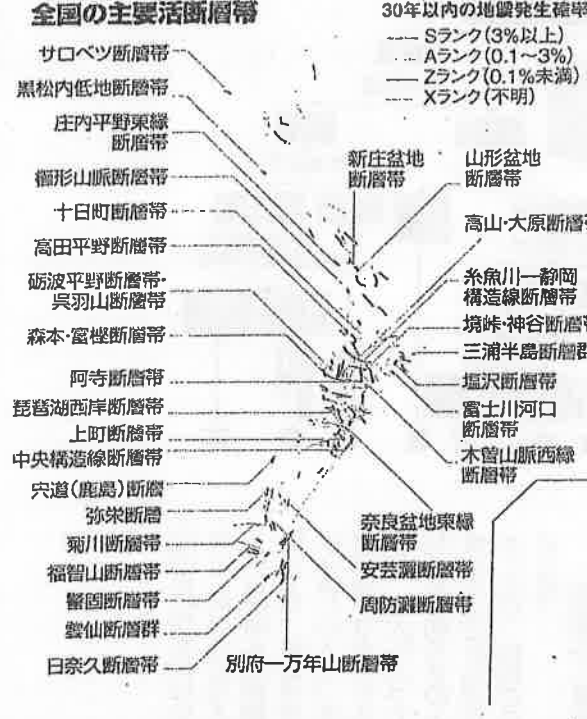
大地を引き裂いた活断層。自然の脅威に直面した住民は、1年を経て「共存」を探り始めた。

益城町「共存」の道探る

益城町は、飯野住宅などに散らばる住民80人が地震後初めて、地区に集結した。「この場所に家は建てられたい」と田上さんは言う。自宅の玄関先の庭に断層が現れた橋村孝三さん(44)は、今年に入って全壊の家を直すを決めた。「やはり自分が育った場所に住みたい。人のつながりがあるこの土地なら、子どもたちに地震のことを備えを伝えていける」と話した。



益城町の畑に現れた断層帯。2016年5月、熊本県益城町、本社へりから



同じ活断層は千年以上先まで動かないかもしれないが、別の地震や雨による土砂災害の恐れもある。住み慣れた土地を災害に強く、益城町では、住民主体で復興に動く地区が出始めた。被害が大きかった町中心部の宮園地区でも2月下旬、復興に向けた勉強会が立ち上がった。国土交通省の調査では、町中心部の直下にも活断層が3本あると判明。今回動かなかった活断層と連動し、再び動くおそれもある。3世代、家族7人で自宅は話す。

「0.9%」でも発生…小さい数字に安心感? 表現見直し

自治体間で連携 熊本地震をきっかけに、活断層の存在と向き合い始めた自治体もある。山形県は、活断層から50km以内にある県有施設を公表する努力が必要」と言う。

「熊本の自然災害は水害土砂崩れが中心だと思いついて、大西一史熊本市長、断層が通り、いつ起きてもおかしくない」と話をしながら、私自身も地震は来ないこの思いがあった。日置和彦・西原村長。2月、防災責任者である首長の教訓を全国に伝えようと東京都内で開かれた会議でも「口々に反省が語られた。地震本部として努力してきたことが、必ずしも防災の現場に届いていないと強く感じた。地震本部の平田直・地震調査委員長(東京大教授)は振り返る。

「分かっていない」とも含めて伝え、市民が納得して備えにつながるような説明の仕方を考えたい。活断層があるからこれをやっていると、次の地震が起きたときに言えるようにしたい。活断層の専門家として携わる鈴木康弘・名古屋大教授は語る。全国で活断層のない都道府県はない。地震本部にすれば、活断層によるM6.8以上の地震は過去1250年間で平均で6年に1回程度、全国どこかで起きています。次がどこかはわからない。金井良和、江崎一(佐々木義興)

「熊本の自然災害は水害土砂崩れが中心だと思いついて、大西一史熊本市長、断層が通り、いつ起きてもおかしくない」と話をしながら、私自身も地震は来ないこの思いがあった。日置和彦・西原村長。2月、防災責任者である首長の教訓を全国に伝えようと東京都内で開かれた会議でも「口々に反省が語られた。地震本部として努力してきたことが、必ずしも防災の現場に届いていないと強く感じた。地震本部の平田直・地震調査委員長(東京大教授)は振り返る。

災害救援 官民の総力戦



セブンイレブンの店頭で、手書きの紙が次々に張り出された。3月14日午後、徳島市のJR徳島駅前。「避難所で赤ちゃん用品を配給しています」「道路通行止め」。災害時にコンビニを被災者の支援拠点にする初の実証実験で、南海トラフ地震に備える徳島県がセブン&アイ・ホールディングスと取り組んだ。

「自治体が主体」は限界

熊本の避難所を実際に見た県とくしませゼロ作戦課の坂東洋典課長が目をつけたのが、24時間営業のコンビニだ。東京のセブン&アイ本部を経由して、自治体発の災害関連情報を各店舗へ一斉送信してもらい、支援物資も集積させ「ミニ避難所」化する構想を描く。「南海トラフ地震のような巨大災害に立ち向かうには官民の総力戦が必要だ」

東日本の教訓

日本列島の各地を襲う震災。人命を救うには「災害対応の主体は被災自治体」とする災害対策基本法の常識だけでは不十分だ。熊本地震では史上初めて、国主導の「プッシュ型支援」が実施された。水や食料などあらかじめ必要とわかる物を国の判断で調達し、被災地の要請がなくても大量に送り出す。東日本大震災後の2012年に法改正で位置づけられた。



熊本市であった実証実験で、コンビニの被災者向けの情報を、店内から掲げる店員＝8月14日、江崎一撮影

コンビニをミニ避難所に 国主導で物資輸送



支援物資が積み上げられたJA西瓜運果場＝2018年4月19日、熊本県益城町、福岡直純撮影

た制度だ。実施するには、輸送手段を持つ民間企業の手が不可欠になる。熊本で未明に2度目の震度7が起きた昨年4月16日の朝。支援物資の調達と輸送を指揮する関係省庁の特選チーム「C4班」は、東京・霞が関の内閣府の一室から、佐賀県唐津市に流通センターを持つ巨額の担当者に連絡した。「鳥栖センターを利用できないか」

東日本大震災の初期、被災地で物資が不足した教訓があった。被害の把握を待つからでは遅れる。政府の要請を見越して準備を

会社の壁越え

当初は、送った物資が被災地の受け入れ能力を超え、避難所まで届かないなど混乱した。ただ、送り手側には手応えもあった。日通から熊本県の災害対策本部に入った丸尾克己さん(49)は「官民の連携が飛躍的に進んだ」と言う。

住民も主体に

熊本県中部の人口約1万2千人の水川町。熊本地震では900棟の住宅が損壊し、避難者の把握に苦心した。行政の限界を感じた町は、「次に備えて住民を巻き込もう」と、町内全99地区で「地区防災計画」作りを始めた。自治体ができる「地域防災計画」よりきめ細かな地区単位で避難ルートなどを住民主体で決めていく。東日本大震災後の災害対策基本法改正でできた新しい制度だ。

丸尾さんは「政府の職員と同じ場所でも議論でき、政府側も輸送のプロとして私たちの意見を採り入れてくれた。会社の壁を越え、ヤマト運輸の方ともよく話し合えた」。

ただ、南海トラフ地震や首都直下型地震は、被害が多くの都道府県に及び、熊本の避難も消防団に任せきりだった。

消防団員が地区にいない日中にもっと大きな地震が来たら、本当に全員が避難できるのか。地区に危険箇所を書き留め、リタイアした消防団員の組織化も始めた。「結局、人任せじゃいかん」という声。一人一人が出来ることをしないと、地域は守れない」と尾

(江崎一、平井良樹)

避難解除と福島復興

4/3

多様な生き方支えてこそ

福島第一原発事故に伴う避難指示が、県内の4町村で相次いで解除された。放射線量が特に高い区域を除き、新たに3万人余りが住み慣れた地に戻るようになった。

だが、事故から6年がたち、避難者の境遇も思いは複雑だ。戻る人や、戻らないと決めた人だけではない。「戻りたくても当面は戻れない」「迷っている」といった声も多い。

当たり前前の日常を奪われた人々の暮らしを再建し、「コミュニティ」を作り直す道のりは、長く険しい。避難者たちが悩まながら選んだ多様な生き方を、国民全体で支える。それを土台にしなければならぬ。

「ゼロへのスタート」

飯館村から福島市に避難している渡辺とみ子さん(63)は、解

除を受けて、近く元の自宅でカボチャの栽培を始める。土壌や放射線の状況を確かめるための試験的な栽培で、地元での農業再開を仲間らと模索する。

「生きていくのうちは本格的には無理だろうけど、まかぬ種には実もならない。やってみれば、だれかが引き継いでくれるんじゃないか」と思っている。福島市で家を買い、カボチャの栽培や加工販売で生計を立ててきた。村には時折、通うことになる。夫と「10年後くらいには戻りたいね」と話しているが、確信はない。

飯館村の避難者の多くは近隣に身を寄せており、村民のつながりが比較的保たれている。ふるさとに戻りやすいと見られてきたが、最近の住民調査では「戻りたい」と「戻らない」が8割ずつと割れた。

戻らない人には、「避難先で新たな生活を始めた」「避難解除されても医療や買い物など生活基盤の復旧が不十分」との声が多い。除染後もなお残る放射能への不安も根強い。

菅野典雄村長は言う。「ゼロからではなく、ゼロに向かってのスタート。長い間、世代を超えて不安や生活苦と闘ってきたらなければならない」

すれ違つ行政と住民

避難解除は、国が時期を示し、自治体を受け入れる形で進んできた。一足早く解除された5市町村では、戻った住民は平均で1割余り。避難が長引いたところほど、帰還率が低くなる傾向もみられる。

自治体には「避難指示が続くと、ふるさとを未来につなげることが困難になる」(宮本皓一

・富岡町長)という危機感が強い。公設民営型の商業施設をつくったり、地元に戻る人に引越し代を補助したりと、呼び戻しに必死だ。

一方、避難を続ける人への支援は縮小する方向だ。避難指示を受けた人への感謝料の支払いは来年3月分で終わる。住宅の無償提供も避難解除後、段階的に対象地域が狭められている。

指示区域外からの自主避難者も、住宅の無償提供が今年3月末で打ち切れ、条件付きの家賃補助に切り替えられた。

避難者団体などからは「帰還か移住かの『踏み絵』を迫るのか」といった反発がやまない。住民説明会や議会などの協議を重ねられたとはいえ、解除は避難者にとっては行政が決めた区切りでしかない。戻る人ばかりに目が行きがちな行政の姿勢が、

その他の住民を遠ざけていないだろうか。

避難者一人ひとりの状況を把握し、自立にたどり着けない人には、避難先で住宅や就労の支援を丁寧につなげるべきだ。

つながり断たぬ工夫

離れた地で暮らしながらも、ふるさととのつながりを保ちたい人は少なくない。

富岡町からの避難者でつくるNPO「とみおか子ども未来ネットワーク」は、若者が年配の人に半生や町での暮らしをインタビューし、文章にまとめる「聞き書き」を続けている。

3月、東京都内での交流会。女子大学生が揺れる気持ちを打ち明けた。「富岡に戻って復興の仕事をするか、一歩引いたところから関わりを放さずに人生を送るか、悩んでいる。ただ、

若い人たちのつながりを絶やさない活動はしていきたい」

復興のために戻るといふ高齢の男性が語りかけた。「こんな状況だから、離れていく人は責められない。でも、ふるさとをずっと心にかけてほしい」地域の再生に長い年月がかかる現実を踏まえれば、住民のつながりが切れないようにする取り組みも大切になる。

被災自治体の復興計画への携わる丹波史紀・福島大准教授は「行政は今後のまちづくりで、当面戻らない人も関われる仕組みを整えるべきだ」と話す。避難者が各地で集まる、墓参りや祭りの時期に里帰りして先に戻った住民と交流する、といった活動を提案する。

国や自治体に求められるのは、原発事故の被害者たちを支え続ける姿勢だ。平穩な生活環境や人間関係を取り戻そうと、一人ひとりがそれぞれの足取りで歩んでいく。そんな復興をめざしたい。

水道民営化促進へ法案

水質や値上げ懸念

地方自治体の水道事業の民営化を進める水道法改正法案が、今国会に提出されている。人口減少や人手不足に直面する水道事業の強化を掲げているが、これは生活に直結する公共財をビジネスの論理に委ねることも意味する。消費者団体などは、水質の悪化や料金値上げを懸念している。

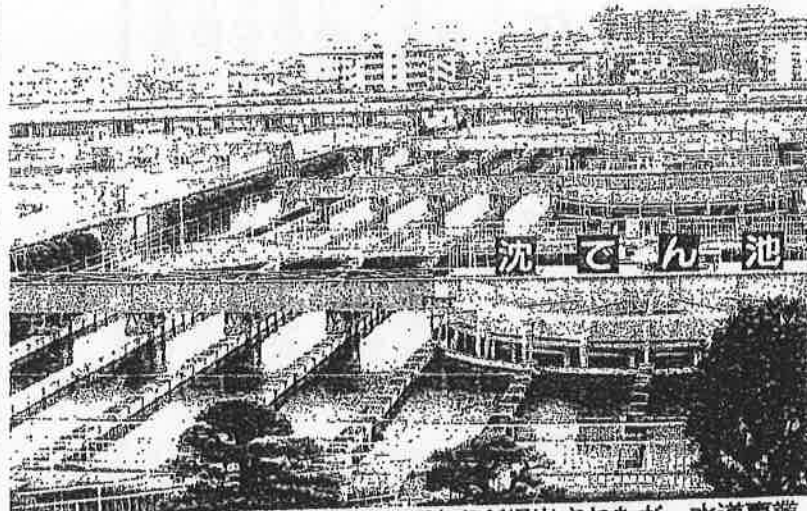
(橋本誠)

厚生労働省によると、改正法案は企業の参入を促す民営化と、複数の自治体の水道事業をまとめる広域化を柱とする内容。

民営化の中でうたがっているのが、浄水場など施設の所有権は自治体に残しながら、運営権を企業に売却できる「コンセッション方式」の採用だ。これにより、自治体が定めた上限・下限の範囲内で、企業が水道料金を設定できる。

厚生省水道課の担当者は「自治体から民間の経営」

いや色など水質の基準は、公営でも民営でも適用される。料金は最初に決める幅を超えることはあり得ない



東京都の金町浄水場。水道法改正法案が提出されたが、水道事業の民営化に落とし穴はないのか＝2011年3月、東京都葛飾区で

い「LPO」が疑問点が多い。NPO法人・日本消費者連盟の大野和興共同代表は「浄水には微生物や砂を使っている。微生物を使うのが悪いので全国的に廃止が進み、工業的手法が多くなっている。改正法でそうした動きがシステム化され、水がおいしくなくなるのでは」と話す。

一部の自治体の効率化を重視しすぎる傾向についても警戒する。「せいたく品ならまだしも、水は食料以上に大事なものである。現在の自治体の水道会計は原則、独立採算制だが、不足すれば一般会計から繰り入れ、施設改修も国の補助金などを得てやっている。現在の体制を維持し、資金不足があれば税金で補うべきだ」

ダム問題に取り組む市民団体「水源開発問題全国連絡会」の嶋津暉之共同代表は「外国資本の圧力で、門戸を開こうとしたのではないかと」と法改正の動きの背景を推測する。

欧州では再公営化も重視している。海外で水道事業を民営化したケースでは、水質の悪化や料金の高騰を招いており、パリやベルリンなど欧州の自治体では再公営化が進んでいる。米アトランタでは浄化処理のレベルを落とすすぎ、蛇口から茶色の水が出た例もある。

日本でも、浄水場の夜間運転や検針業務など部分的な外注化は広がっている。東京の多摩地方では武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村を除く二十六市町の水道事業が都に一元化され、都は施設管理などを関連企業に委託している。

一方、大阪市議会では一昨年、市の出資企業が水道事業を運営する民営化条例案が提出されたが、否決された。昨年再提出され、継続審議になっている。

嶋津代表は「水道は生活に直結する公共財だから、公営を維持するべきだ。各市に水道部門があって、管理されているのが本来の姿ではないのか」と訴えた。

「推進側は合理化で水道料金が下がる可能性があると言っているが、経営権を握る改正である以上、収入が少なければ値上げもでき

蒲郡市議会傍聴記

地方政治
クリエイト
伊藤 秀昭

■高齢化時代の施設配置
や効率化も同時に実施しているところに戻した。

日恵野佳代氏(共産)は、公共施設マ

ネジメント実施計画(案)での施設床面積3割減ありきの目標は、市民の暮らしを忘れた目標ではないかと指摘した。

建設部は将来の人口規模に見合った「身の丈に合った」施設総量に適正化するための目標であり、魅力の向上

WiiFi環境 牧野泰広氏(自由クラブ)は、WiiFi環境の整備について観光、防災の面から質問し、さらなる整備促進を要請した。

スマートフォンを使うことは当たり前になっていく。そのためのアプリも含めたソフト面の取り組みが不可欠であり、WiiFiによる社会基盤の強化は、蒲郡の「おもてなし」そのもので

市民福祉部長は「本市に在宅医療を補完すべき医療機関が少ないことは

「住みなれた自宅」で最期を迎えたいとの思いを実現するために在宅医療を推進していく」と同部長

をとり上げた稲吉邦哲氏(自由クラブ)。その背景に管渠更新事業には多額の投資が必要であり、上下水道事業の厳しい財政事情もあり、そこに人口減少という現実が重なっている。

■特定健診 青山義明氏(自民)は国民健康保険の被保険者を対象にした特定健診の受診率が県内54市町村中38位と低く、受診結果についてもメタボ該当率がワースト4位という状況から改善策をとり上げた。

公共施設、在宅医療に真剣な議論

市内公共施設8箇所

あり、蒲郡の若年世代、市民にとっても利便性が高まることになる。

確かであり、本市は高齢化率が高いだけに大きな課題とした。

は強調したが、その道のりは遠いが確かなものにしていただきたい。

当然、料金改定が不可欠になってくることから、稲吉氏は15年間料金改定せず

青山氏は健康づくりの取り組みを表彰する蒲郡市健康アワードからも、協会健保や商工会議所との連携でさらなる取り組みを要請した。

両者の主張を穴埋めするために「立地適正化計画」があるのだが、全域をカバーすることは到底できない。

■在宅医療 厚労省が昨年7月に発表した在宅死亡率が、同規模の全国自治体で最下

身内で緊急事態が発生すると、本人の意思確認を十分しない施設へ搬送し、そこで最期を迎えら

■老朽管対策 昨年11月に福岡市中心部で起こった大規模な陥没から、上下水道の老朽管対策

もう一方で災害対策のための耐震化という課題もあり、深

刻な状況を浮き彫りにした。

蒲郡市議会傍聴記

地方政治
クリエイト
伊藤 秀昭

クルーズ船寄港
時代
国は2020年の訪日外国人客数を4000万人に増やす目標のうち、500万人をクルーズ船で達成するとしていることから、クルーズ船寄港時代の海のみちづくりについて質問した大向正義氏(自民)は、民間活力を活用した市民会館を含めたウォーターフロント計画に期待した。

産業環境部長は蒲郡市においても15年には13万人、昨年はそのを上回る外国人観光客があり、海外からの大型客船の寄港の機会を期待しているとした。

53平方メートルで全国平均より2割以上多く、県内38市の中で第4位となっていたことから、老朽化した公共施設の再編計画について竹内滋泰氏(自民)が質問した。

総務部長は市内全域の住民が利用する「全市利用型」施設については、複合化や集約化により、個別計画を策定して取り組んでいくことを説明。小中学校や保育園、公民館、児童館などの「地区利用型」施設については、

総力戦で閉塞状態を打ち破れ

新年度以降、中学校区ごとに総代や地域住民に参加してもらいながら、地域の核となり、地域コミュニティの維持・活性化につながるよう、優先順位を決めた計画を策定していくとした。

は、本年度は1月末で平均12・1時間、一番多い所属では同月末で59時間となっていたことなどから、市職員の働き方改革について取り上げ、残業等の縮減に向けた取り組み等について質問した。

産性の向上に取り組みとした。尾崎氏は民間会社で働いてきた経験から市職員の働き方や会議のあり方から「良く働き、良く休め」をモットーに、笑顔で気持ちのよい職場をつくるよう期待した。

産業環境部長は地方創生関連の補助事業として設置を支援するとし、会議所や金融機関と連携し、創業支援に取り組む考えを示した。

これからの背景には「がまごおり創業支援ネットワーク」による創業支援が実を結びつつあることが期待されるが、オー

大向氏は「海を体感できる蒲郡の観光を」と主張したが、蒲郡の魅力を生かした寄港地づくりが重要ではないだろうか。

公共施設の再編

蒲郡市は人口一人当たりの公共施設の保有面積は4・

公共施設を再生することができの、財源確保も含めて、注目していきたい。

市職員の働き方改革

尾崎広道氏(自由クラブ)は市職員の時間外勤務について

企画部長は、7、8両月の水曜日にノー残業デーの実施の徹底や「定時までに仕事を終わらせる」という組織風土の醸成など、職員の健康を確保するうえでも長時間労働の削減を図り、生

新産業創出
伴捷文氏(自民)は、蒲郡市の総生産の14年度は2428億円で10年前に比べ、マイナス4・7%、事業所数は5年間で9・0%の減少、従業員数も6・4%の

減少と縮小状態であることから、地場産業に加えて、新産業の振興を図る必要があると指摘し、蒲郡商工会議所に設立する予定のイノベーションセンターについて期待した。

産業環境部長は自身・千賀滉大投手のワールド・ベースボール・クラシック(WBC)での活躍が大きな感動を呼んでいる。ほとんど無名だった彼を支えたものは、はい上がるための「必死の努力」。甘えを排除し、蒲郡創生にはい上がってほしい。

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No.2017-05-259

高木 妙様

金額

¥7,200 円

但し 政策資料「地方政治研究」代金として

平成 29 年 4 月 27 日

上記正に領収いたしました



豊橋市東田町西前山 144-14

地方政治研究会 伊藤 秀昭

TEL 090-3834-5411 FAX 0532-53-3483

領収書

7200 + 486 = 7686

会派名：高知市議会公明党

高木 久

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。
四国銀行

お取引日 29-04-27 振込店番 0104 0000 5295
 振込番号 振込金額 振込種別

取引区分 **お振込** お取引金額 **¥7,200**
 お取引後の残高
 お支払可能残高

1000	500	100	50	10	5	1	00
1	0	0	0	0	0	0	0
0						0	0
						0	486
						¥	2,314

お受取人
 三菱東京UFJ銀行
 豊橋支店
 普通0521062
 イトウ ヒデアキ様

ご依頼人
 タカキ タエ様
 088-880-3066
 14:35

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

社会福祉セミナー 第54号 生活困窮者自立支援法の見直し

厚生労働省は、社会保障審議会のもとに設けた生活困窮者自立支援及び生活保護部会の初会合を都内で開催し、生活に困窮している人を支える仕組みの見直しに向けた議論を本格的に開始しました。生活保護制度と自立支援制度。相互に関連するこの2つのセーフティーネットを一体的に組上に載せ、年内に改革の方向性を打ち出す予定です。来年の通常国会に必要な法案を提出して具現化につなげたい考えのようです。

現役世代の就労支援や子どもの貧困への対応と並んで、高齢者に対する支援のあり方も大きなテーマの1つ。収入や貯蓄がなく生活が苦しい高齢者は増え続けており、自治体や現場の関係者の危機感是非常に強く、逼迫している人の早期の把握や相談窓口の強化、適切な健康管理、住まいの確保、いわゆる「貧困ビジネス」への対策、実際に支援を担う人への支援等が論点になります。生活保護の額については、他の審議会（生活保護基準部会）で集中的に検討していきます。

介護保険法等の改正案が参議院に送付されています。今法案は数多くの法律にまたがる一括法であり、その中には社会福祉法も含まれています。その社会福祉法の見直し概要で国が示しているのが、「わが事・丸ごと」という地域共生社会のビジョンです。まず「わが事」というビジョンが、社会福祉法の改正案にどう反映しているのか、これまでも同法では、「地域住民や社会福祉事業を担う者（今改正では、「地域住民等」としてしています）」に対し、「地域福祉の推進に努めなければならない」としてきました。そして、「わが事」として気づき、解決に向けて（支援機関との連携も含めて）努力することの範囲ですが、ここに「丸ごと」というビジョンが入ってきます。それは、地域課題の内容や縦割りされた支援サービスの中身という枠を超え、高齢者介護、障がい者福祉、児童福祉の各分野も、生活に困窮している人の課題も、世帯内に課題が複合しているケースも「丸ごと受け止める」としてしています。

今回は、施行後3年を目処に見直しが決められている（附則第2条に定める施行3年後の検討規定あり）生活困窮者自立支援法について生活困窮者自立支援及び生活保護部会の議論資料等から、地域づくりを含めた見直しの方向性について概観します。

1. 生活困窮者自立支援法の主な対象者

イメージ（すべての人が対象となる可能性あり）

- 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者 約30万人（H29・厚生労働省推計）
- ホームレス 約0.6万人（H29・ホームレスの実態に関する全国調査）
- 経済・生活問題を原因とする自殺者 約0.4万人（H28・自殺統計）
- 離職期間1年以上の長期失業者 約76万人（H28・労働力調査）
- ひきこもり状態にある人 約18万人（H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」）+α
（内閣府推計で対象外の40歳以上の人）
- スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども 約6万人（H27）
- 税や各種料金の滞納者、多重債務者等
地方税滞納率 0.9%（H27・総務省統計データ）、国保保険料滞納世帯数約311万世帯（H28・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ）、
無担保無保証借入3件以上の者 約137万人（H27・（株）日本信用情報機構統計データ）

対象者が
既に顕在化

対象者が
見えにくい

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要としています。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくる行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれています。

2. 平成29年度生活困窮者自立支援法等関係予算と実施状況

○**必須事業（負担金）** 平成29年度予算 218億円（平成28年度予算と同額）

- ・自立相談支援事業
- ・住居確保給付金
- ・被保護者就労支援事業

〈実施状況〉

- ・自立相談支援事業の運営方法については、直営方式との併用を含めて61.0%の自治体が委により実施している。【全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関（H27年度）】
- ・委託先は社会福祉協議会が79.2%と最も多く、次いでNPO法人（14.3%）、社会福祉法人（協以外）（8.4%）、社団法人・財団法人（6.3%）、株式会社（6.1%）となっている。
- ・平成27・28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査（生活困窮者自立支援室）より。
- ・事業従事者数（実人数）は、4,616人で、そのうち、支援員の実人数は4,464人。

○**任意事業（補助金）** 平成29年度予算 183億円（平成28年度予算と同額）

- ・就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・被保護者就労準備支援事業（【新規】①生活困窮者等の就労準備支援の充実）
- ・一時生活支援事業
- ・家計相談支援事業
- ・子どもの学習支援事業（【新規】②教育機関との連携強化）
- ・その他の生活困窮者の自立促進事業（【新規】③居住支援の強化）

〈実施状況〉

- ・平成28年度の任意事業の実施自治体数は、平成27年度の実施自治体数と比較して、大幅増加している。（1718市町村（平成27年3月31日現在）とするとどうかなという印象）
- EX. 就労準備支援事業⇒100自治体（H26年度）→244自治体（H27年度）→355自治体へ、
子どもの学習支援事業⇒184自治体（H26年度）→301自治体（H27年度）→423自治体へ
家計相談支援事業⇒80自治体（H26年度）→200自治体（H27年度）→304自治体へ
- ・平成28年度の任意事業の実施状況を都道府県別に見ると、いずれも大きなばらつきがある実施割合の高い都道府県では、都道府県が共同実施等のリーダーシップを発揮している事がみられる。

3. 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性

～全国各地の支援を太く大きく育てるとともに、地域づくりの柱にもしていくために～より

- 平成27年4月に生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）が施行され、複合的な課題を捉える生活困窮者に対して包括的な支援を行う新たな社会保障制度がスタートした。法施行により、これまで支援につながってこなかったり、縦割りの各福祉制度の中で対応されてきた「生活困窮者」の実像が、まとまりを持った存在として明らかになってきている。相談者は、離れによって生活困窮に至る人だけでなく、全体の約3割を就労中の人占めている。子どものいる現役世代の世帯からの相談が約3割ある一方で、65歳以上の相談者が約2割を占める。

○就労や家族の問題でつまづいた現役世代、生活困窮家庭の子ども、高齢の生活困窮者。法施行により改めて見えてきたこうした人々に対する支援に当たっての基本的な姿勢は、制度の対象が極めて多様であるにもかかわらず、ほぼ共通である。すなわち、世帯が抱える複合的な課題をときほぐし、活動的な参加と就労を含めて生活向上を図り、自己肯定感を回復していくとともに、地域の活力、つながり、信頼を強めていくことである。法の施行においては、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」の2つを目標としている。こうした理念を具現化した支援が全国でスタートし、この2年で、新規相談者は約45万人、プラン作成により継続的に支援した人は約12万人となる見込みである。継続的に支援した人は、意欲や社会参加、家計、就労といったそれぞれの課題を着実に乗り越え、ステップアップしている。その先に、就労や増収といった段階を経て自立に向かっている人も約6万人に達する。生活困窮の深刻化を予防する法の支援効果が、着実に現れてきている。

4. 支援の拡がり課題

- 新たに相談につながった約45万人のほかにもまだ生活に困窮している人は少なからずいると考えられ、これから確実に支援につなげていくことが必要である。
- 生活困窮者の自立支援に当たっては、地域に互助の関係づくりや参加、就労の場を求め、地域との関係づくりをすることが必要であるが、まだ試行錯誤している自治体も多い段階にある。
- 生活困窮者の自立を支える就労準備支援や家計相談支援について、任意事業を実施していない自治体では十分な支援が行えていない可能性がある。また、生活困窮者が抱える家賃負担や連帯保証人、緊急連絡先の確保等の「住まい」を巡る課題に対し、支援の不足が明らかになってきている。
- 特に、貧困の連鎖を防ぎ子どもの将来に向けた自立を支援することや、高齢の生活困窮者の生活をしっかりと支えることが社会的課題となっている。
- 誰に対しても包括的な自立支援を的確に行える支援体系の構築状況は地域ごとにばらつきがあり、それが支援実績にも投影され、先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差が開きつつある。

5. 課題を踏まえた法制度のあり方を充実するための8つの視点

- ①日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにし、生活困窮の深刻化を予防すること。
- ②自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を抱える人であるかどうかに関わらず、社会的孤立や生きづらさを含め、すべての相談を断らないことを基本とすること。
- ③法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。こうした仕組みの構築を、個別支援を通じて実現していくこと。
- ④包括的な支援をよりの確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
- ⑤就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるよ

うにすること。

- ⑥貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、家族の基盤が弱い子ども、家族を頼れない子どもの存在も念頭に、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
- ⑦高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。
- ⑧地域の自発性を重視しつつも、実施主体である自治体の役割を明確化して自治体ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質を向上すること。その際には、自治体間の協力等の創意工夫も期待されること。を示しています。

これらの視点を中心に据えて法のあり方を見直しつつ、地域社会に目を向ければ、この間、**子ども食堂やフードバンク**といった民間の発意による取組が各地で生まれている。「自分たちができることをすれば、困っている人や子どもの支援につながるのではないか」という意識は、生活困窮という課題を「他人事」にせず、地域で受け止めていく力の萌芽ではないだろうか。法の施行においては、「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」を大きな目標として掲げてきた。生活困窮者の抱える課題をしっかりとアセスメントした上で、一人ひとりに合わせた就労や参加の場を地域の行事、商店街、企業等において開拓することや、住まい、暮らすことを互助で支える取組を進めること、さらに、農林水産業、観光業、商工業、地場産業とつながることなどにより、生活困窮者が地域で孤立した存在ではないこと、「支えられる」だけでなく「支える」側に立つことを、地域全体で共有することが可能となる。生活困窮者自立支援が自治体全体の地域づくりの観点から欠くことのできない位置づけになっている事例もある。さらに、そうした実践の中から、さまざまな分野での地域づくりの取組が、生活困窮や社会的孤立の芽をできるだけ早く発見し、支援につながる取組や、生活困窮者とともに活動することを前提とした取組にもつながっていくことが期待される。ひとりひとりの課題を包括的に受け止め、支援を行う仕組みがあるからこそ、主体的、積極的な地域づくりの取組を安心して行うことができるという側面もある。

「地域力強化検討会中間とりまとめの概要」には、地域づくりの3つの方向性として、①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり、②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加、③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくりを上げています。私の仕事上、地域のさまざまな場面に出会うことが多くありますが、「生活困窮は自業自得」といった自己責任論が蔓延する社会状況の中で、「支え合う関係（わが事・丸ごと）」が生活困窮者自立支援の見直しの中でも理想論で留まらないように、公的支援策もしっかりと議論していただきたいと思います。

(出典・引用)

- 第1回社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」資料 資料2及び資料3 平成29年5月11日 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000164409.html>
- 生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理 平成29年3月17日 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
- 「生活困窮者の支援見直しへ議論本格化 高齢者の対策も論点 来年に法案提出」 ケアマネタイムス http://www.care-mane.com/member/news/8295?btn_id=ranking-view&CID=&TCD=0&CP=1
- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の中間とりまとめ 平成28年12月26日 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147066.html>

工藤 明人（社会福祉士・介護支援専門員） 認定NPO法人東三河後見センター 事務局長

障がい者支援施設（知的障がい者施設）にて生活支援員として従事後、社会福祉士養成大学にて助手、助教を経て現職。愛知県社会福祉士会理事、豊川市成年後見支援センター運営委員、尾張東部成年後見センター適正運営委員、新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員、愛知ばあとなあ 等

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

高知市議会公明党様

平成29年5月8日

¥5,681-

但し 本代 上記の金額正に領収致しました

情報参謀 821

「二元代表制」に惹かれました(株) 富士書房

2160

議会事務局は
ココでござる! 2700

新刊書籍雑誌
高知市本町4丁目1番46号

代表取締役 五藤栄一郎

TEL 873-3570
FAX 872-2111

房



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

高知市議会 請 求 書

公明党 様

¥ 5,681

株式会社 富士書房
 五藤 栄一郎
 高知市本町4-1-4
 TEL 873-3570
 FAX 872-2141

区 分	金 額	備 考
前 残		
今月分	5,681	
計		

振込先
 四国銀行 帯屋町支店
 普通預金 397474(株)富士書房

上記の通り請求いたします

平成29年 5月 2日

担当

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

計算書 (寺内様)
毎度有難うございます。

高知市議会
公明党 様

新刊書雑誌
株式会社 富士書房

高知市本町4-1-46
TEL 873-3570(代)
FAX 872-2141

平成29年5月2日

品名	冊数	金額
二元代表制に 惹かれて	1	2160 ^円
お係の方	様 扱	合計

不行届の点は何卒ご教示をお願い申し上げます

計算書 (寺内様)
毎度有難うございます。

高知市議会
公明党 様

新刊書雑誌
株式会社 富士書房

高知市本町4-1-46
TEL 873-3570(代)
FAX 872-2141

平成29年5月2日

品名	冊数	金額
議会事務局は ニヤでニヤ!	1	2700 ^円
お係の方	様 扱	合計

不行届の点は何卒ご教示をお願い申し上げます

計算書 (寺内様)
毎度有難うございます。

高知市議会
公明党 様

新刊書雑誌
株式会社 富士書房

高知市本町4-1-46
TEL 873-3570(代)
FAX 872-2141

平成29年4月27日

品名	冊数	金額
情報参謀	1	821 ^円
お係の方	様 扱	合計

不行届の点は何卒ご教示をお願い申し上げます

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No.2017-05-260

領収書

寺内 憲資様

金額

¥7,200

但し 政策資料「地方政治研究」代金として

平成29年4月26日

上記正に領収いたしました



豊橋市東田町西前山144-14
 地方政治研究会 伊藤秀昭
 TEL 090-3834-5411 FAX 0532-83

「地方政治研究」代金

平成29年4月1日 同年9月まで：の半年分

2017年4月18日

地方政治クリエイト 伊藤 秀昭

【確認】直近のお振り込み---H28.10.24 (年/月/日)に領収しています。

振り込み金額は 7200円 (単価 1200円)

この代金は 期間H28/10-29/03月号分として受領しています。但し4月15日現在
◎29/04月号から6ヶ月分(7200円)の振り込みを願います

〈振込先〉 三菱東京UFJ/豊橋支店 普通 口座番号 0521062 伊藤秀昭

ゆうちょ銀行/(店番)218 普通 記号 12190-2 口座番号 24996261 伊藤秀昭
但し、他の金融機関からゆうちょ口座へお振込みの場合は口座番号の最後の1は不要です。

地方政治研究

2017年

4月号(3/16-4/15)

【総括】5・3を前に愛大で教壇に

【今月の議会テーマ】

社会福祉セミナー第53号
障害者差別解消法について その2

1.女性視点を防災対策に

情報セキュリティの基礎
～知識・理解・信頼～

2.子どもの見守りについて

【資料】

P	日	内容
1	16	公明 過労死の防止こそが大前提
4	17	認知症対策、初期支援チームの全国設置急げ
5	17	トイレの洋式化促進を 伊藤都議らが品川区長に!
6	18	オランダ下院選 極右政党の躍進は防げたが
10	19	現場発の多様な提案、地方議会定例会から
12	20	深刻な人権侵害、相談しやすい体制づくりをさらに
15	21	地域の困りごとに対応、支える仕組み構築を支援
17	22	建設職人基本法 一人親方の安全、健康守り
20	22	「人手不足社会」どう乗り越える
23	23	地域医療、病院間の連携でサービス維持を
26	24	龍池氏証人喚問、裏付け欠き説得力に乏しい
29	25	安全確認、主役は子ども 長野/佐久市
32	26	テロなど組織犯罪をどう防ぐか「テロ等準備罪」
38	27	避難指示解除、福島再生への確かな一歩に
40	28	メディカルジェット、搬送能力生かして命守りたい
43	29	I 災害時に迅速な避難促進、拡充される気象情報
46	30	世界経済の行方、日本は予算の早期執行で
49	31	英のEU離脱交渉、建設的な議論めざす努力を
52	1	対話の春へ、公明党の政策実現力を訴えよう
56	1	議会最前線、愛知、札幌、横浜、岡山
58	2	都民とともに「東京改革」 都議会中島団長に!
62	3	自由貿易のメリットとは、競争が生産性向上促す
66	4	働き方改革と公明党、働く人の立場から提言
69	5	日韓関係、立て直しへ重要な節目、対話急げ
72	6	中小企業、設備投資をどう後押しするか
74	7	PM2.5監視体制を強化
77	7	走り始めた燃料電池バス、都東京五輪へ100台め
79	8	シリア化学兵器、使用は非人道的許されない
83	9	乳幼児の家庭内事故防ごう 東京/葛飾区
86	11	都民とともに「東京改革」 都議会中島団長に!
89	12	犯罪被害給付制度、親族間事件にどう対応
92	13	I 熊本地震1年、仮設後の見通し、できるだけ早く
95	14	I 寄り添う支援さらに、迫る仮設の入居期限
98	15	英のEU離脱 問われる統合の理念
一般紙		
101	世界	シリア化学兵器疑惑、空爆住民の口から泡
104		米中首脳会談 世界の安定探る対話を
105		熊本地震1年 関連死防ぐサポートを
107	アベノミクス	消費拡大崩れる青写真、ベア続けたが効果なく
110		「戦間」否定論理なき解釈、南スーダンPKO
112	森友問題	政権 説明及び腰
115		森友と政権 究明になぜ背を向けるのか
116	共謀罪	早くも激論、首相「テロ前線」、野党「内心を処
118		共謀罪と同じ「組織犯罪」名目、治安維持法教
120	東芝	東芝、上場こだわり強行
122	肖えた有権者	区にも把握できぬデータ
124	熊本地震	I 活断層、備えて暮らす、益城町「共存」の道探
125		新人口推計、政策にどう生かすか
127		生涯未婚男性23%、非正規も4割金銭も障害
132		水道民営化促進へ法案、水質や値上げ懸念
135		伝統の訓練中止できず、春の大雪表層雪崩か
138		II 千葉女児殺害 保護者会長を逮捕、防犯カメラ
140		再燃? 日米自動車摩擦
145	議会傍聴記	藩郡市議会傍聴記④⑤⑥
		広がる語学ボランティア 訪日客に「ハロー！」
		被災者支援を恒久化 2017年度税制改正案
		福祉用ロボット視察、 福島/郡山市
		ヘリ操縦士の確保急げ
		サンデーニュース教室 中小企業力強く支援
		Q&A 宅配ボックス、ガスの小売り自由化
		交渉「丸投げ」を批判、都議会百条委野上議員
		防災気象情報、より分かりやすく発信
		検診にHPV検査導入、子宮頸がんを早期発
		働き方改革に挑む中小⑥女性の活躍促進
		「命の大切さ」学んで、17年度がん教育が本格化
		日欧のEPA、自由貿易のメリット発信したい
		土曜特集「韓国政治の行方」
		児童虐待への対応強化へ、関連法改正案のオ
		放射線教育の充実を、注目の学習拠点「コミュニティ
		国連PKOの成果と今後の課題、南スーダン撤収
		介護予防は地域が主役、4月から総合事業に移行
		事業評価でムダ削減! 17年度は720億円、東京
		「一人親方」の安全を守る、推進法が施行
		全国初 観光バス条例施行
		科学研究失速、科技立国へ政策的援助拡充を
		埼玉、初の公立夜間中学 19年4月の開校めざす
		スマホの充電、街中でもOK 太陽光利用 東京着
		再生可能エネの普及めざす、固定価格買取取
		I ランドセル代、入学前に、就学援助前倒し支給
		栃木雪崩死亡事故、万一の備えは十分だったか
		地方議会定例会から、安心の街づくりへ論戦
		土曜特集 激増するネット通販の影響
		全国県代表協議会 山口代表あいさつ
		東アジアの平和と安全に不可欠、米中両国の協
		都議会公明党「身を切る改革」を実現
		若いがん患者を支えよう、AYA世代国の支援
		東芝の半導体事業、売却に安全保障上の懸念
		議会最前線、岩手、和歌山、福岡、広島
		女性外来の専用エリア、建替え進む県立中央
		「地域共生社会」をどう描くか
		I 災害とSNS、情報の信頼性どう確保するか
		衆手指導要領改定案「深い学び」で人間力育
		働き方改革に挑む中小、長時間労働の抑制
		沖縄の復興発展に全力 県政報告会 沖縄市
		地方議会定例会から暮らしの安心へ論戦
		なるほど図解、都民とともに「東京改革」
		交通不便地域でタクシー活用、水戸市で実証
		暮らしの春風、新年度からスタートする実績
		産後うつ予防、育児への不安和らげる環境を
		地方議会、現場の視点で多彩な論戦
		3・11で犠牲になった動物を知って! 静岡/富
		地方議会定例会、地域の安心、活力求めて
		土曜特集 広がる「シェア経済」
		文化庁移転で政策提言 京都市議団
		豊洲移転問題の見通し、都議会東村幹事長
		住まいの貧困、増える空き家を活用したい
		地方議会定例、地域の課題解決へ論戦
		I 女性の視点を防災対策に
		東京改革は議員から、報酬20%削減で覚悟示
		農家の収入保険、創設へ価格下落に備え安全
		認知症カフェが安らぎの場
		揺れるトランプ節 真意は 外交、経済
		米国とロシア 協働の大国関係を築け
		PKO日報問題特別監察へ防衛相問われる統
		改正道交法施行 車社会を問う契機
		問題発覚後頻りにメール双方主張裏付け記載
		大岡さん逝く 言葉の信を紡いだ旅
		安倍内閣「1強」が生む問題発言
		避難解除と福島復興、多彩な生き方支えてこそ
		減る人口、進まぬ備え、子育て支援、年金医療介護
		病床減、受け皿確保課題、地域医療構想
		司法の独立 揺らぐ足元、高浜再稼働容認
		II 修了式の朝 行方不明に、千葉女児遺体
		「共謀罪」審議 不安に思うのは当然だ
		豊洲移転説明進まず、石原氏「記憶にない」

「避難情報」に係る名称の変更について

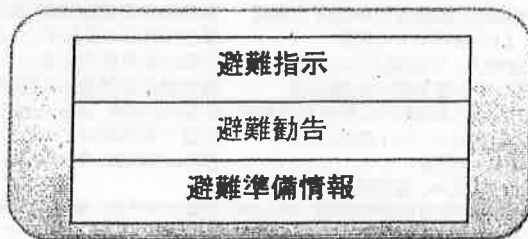
内閣府において、平成 28 年 8 月の台風第 10 号による岩泉町での被災の教訓を踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。

つきましては、本市においても避難情報の名称を変更し、3月1日(水)から運用を開始しました。

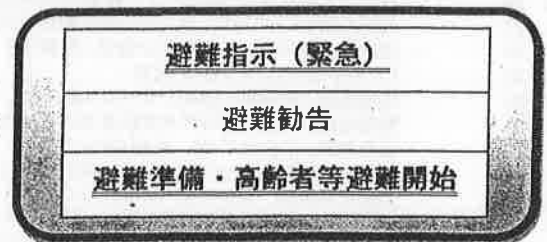
1 変更内容

(1) 新たな名称

(変更前)



(変更後)



(2) 取るべき避難行動

避難情報の種類	取るべき行動
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難場所へ避難をしましょう。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 ・その他の人は、避難の準備を整えましょう。

2 配信媒体

災害時において、下記配信媒体にて情報をお伝えします。

ほっとメール、豊橋防災ラジオ、同報系防災無線、HP 等

Ⅱ.子どもの見守りについて

衝撃的な事件が起こった。先月3月24日、終業式に出席するため家を出た直後に行方不明になった、千葉県松戸市のベトナム国籍の小3の女の子、レ・ティ・ニヤツト・リンさんは「無事に戻って」という母親や周囲の願いがかなわず、2日後に水路脇で遺体で発見されました。

そして4月14日、子どもを見守る立場にある人物が容疑者として逮捕されるという衝撃的な展開を見せました。死体遺棄の疑いで逮捕された自称不動産賃貸業の男性はリンさんの家の近くに住み、同じ学校に通う子供を持つ父親だったということです。親たちの信任は厚かったらしく、地域にとってはあまりにも衝撃的な結末となりました。

地元の防犯協会の会長は「悲しいことだが、誰でも疑って、自分たちの地域や子どもは自分たちで守るしかない」と語っていますが、やりきれない思いは、全国の親たちに共通するのではないのでしょうか。

警察の調べに対し、容疑者は黙秘しているといいます。遺体の首には絞められたような痕跡が残っていた。窒息死した可能性が高いという。今のところ、警察は単独犯とみて、殺人容疑を視野に入れた捜査が行われています。予断を許すことなく、客観証拠を積み上げて、犯行の経緯や動機を解明してほしいものです。

リンさん一家はベトナム国籍で2015年12月に川崎市から引っ越してきたという。近年、松戸市で暮らすベトナム人は増えているということで、ツアーガイドになり、日本の友だちにベトナムを紹介することかリンさんの夢だったといいます。容疑者の逮捕を知らされたリンさんの母親は「これまで日本人は良い人だと思っていたが、そう思えなくなった」と取材に答えていて、やりきれない思いです。

今度の犯行は、前途ある幼い命を奪ったばかりではなく、地域の絆を傷つけ、日本の信用さえおとしめる結果を招いた極めて悪質で罪深い事件だと思えます。

登下校中の子どもをさらう犯罪は後を絶らません。子どもを一人きりにしないことが肝要であるといわれていますが、集団登下校は、道路事情によっては交通事故に遭う危険性が高まるとの声もあり、注意が必要です。

見守り活動に悪意のある人物が入り込んでいるかどうかは見抜きにくく、悔しいけれども、人の自を増やすしかありません。社会ぐるみで、地域ぐるみで安全策を見直す契機としなければなりません。

そこで、当局に伺いたい。

(1) 今回のように、子どもの見守りの当事者が逮捕されるような事件が、社会に衝撃を与えています。子供たちの安心安全を守る立場から、市長はどのような認識をもたれているのか伺う。

(2) 「悪い人はほんの一握りで信頼できる大人がいる」というメッセージを子どもたちに送らなければならないと思うが、今後の対応について伺いたい。

(3) 地域の見守りは学校と家庭、そして地域との信頼関係でなされていると思うが、これからの地域の見守りについて伺う。

(4) 「子どもが自分の身を守る知恵と力を、小さいうちから学ぶ必要がある」と指摘する声もあります。教育委員会の考え方を伺いたい。

【参 考】一般紙

2017/03/27 修了式の朝 行方不明に P. 137

2017/04/15 千葉女子殺害 保評者会長を逮捕 P. 138

2017/αレ15 千葉の女子殺害 子どもを守るには P. 139

【考えられる展開】

NPO「体験型安全教育支援機種」の清水葉穂・代表理事

「子どもが自分の身を守る知恵と力を小さいうちから学ぶ必要がある」と体験通じて練習することの大切さを訴える。異休的には危険な場面では▽きっぱりと断る▽体を「く」の字にして大声で叫ぶ▽荷物を捨て、最低限20秒はダッシュして逃げる。▽防犯フサを鳴らす▽しやがみこみ相手のすねを蹴って抵抗する。▽相手にかみつくと一という行動をとれるようにすることを提案している。

前号で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」通称、障害者差別解消法について、障がい者を規定している法律の紹介をし、障害者差別解消法の対象となる障がい者は「障害者基本法」に規定されているものと同じであり、障がい者の状況をみると国民の6.7%が何らかの障がいを持っていることをまとめました。その上で、障害者差別解消法ができた背景とその概要をお伝えしました。

今回は、障害者差別解消法に障がい者差別として示されている、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の「合理的配慮」について確認したいと思います。

1. 「差別」や「偏見」に対する意識について

障がい者に対する差別について、内閣府による「障害者に関する世論調査（平成24年7月調査）」の中で、世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか聞いたところ、「あると思う」とする者の割合が89.2%（「あると思う」56.1%+「少しはあると思う」33.0%）、「ないと思う」と答えた者の割合が9.7%となっています。平成19年2月調査結果と比較して見ると、「あると思う」（82.9%→89.2%）とする者の割合が上昇し、年齢別に見ると、「あると思う」とする者の割合は20歳代から50歳代で高くなっています。また、世の中には障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者（1,706人）に、5年前と比べて障がいのある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか聞いたところ、「改善されている」とする者の割合が51.5%（「かなり改善されている」8.5%+「ある程度改善されている」43.0%）、「改善されていない」とする者の割合が40.8%（「あまり改善されていない」31.9%+「ほとんど改善されていない」8.9%）となっています。平成19年2月調査結果と比較して見ると、「改善されている」（57.2%→51.5%）とする者の割合が低下し、「改善されていない」（35.3%→40.8%）とする者の割合が上昇している。

性別に見ると、大きな差異は見られませんが、年齢別に見ると、「改善されている」とする者の割合は60歳代、70歳以上で、「改善されていない」とする者の割合は30歳代、40歳代で、それぞれ高くなっているという調査報告があります。

同じく、内閣府による「人権擁護に関する世論調査（平成24年8月調査）」の主な人権課題に関する意識について調査したところ、障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか聞いたところ、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合が47.0%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた者の割合が44.7%と高く、以下、「差別的な言動をされること」（39.8%）、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（35.5%）などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合が10.8%となっています。（複数回答、上位4項目）都市規模別に見ると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっています。性別に見ると、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は女性で高くなっています。年齢別に見ると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」を挙げた者の割合は40歳代、50歳代、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」を挙げた者の割合は20歳代から50歳代、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を挙げた者の割合は20歳代から40歳代でそれぞれ高くなっていました。

これらの調査結果が報告された2012（平成24）年頃は、「障害者差別解消法」が成立し、「障害者基本法」が改正され（平成23年7月29日成立・8月5日交付）、障害者の定義の見直し、「差別の禁止」が明記され、バリアフリー化や人権等についても基本的施策に位置づけられるとともに、障害者虐待

防止法が施行され、障害者雇用の一部が改正され障がい者への施策が一段とすすめられた時期です。

紹介した調査結果をみると、国だけで施策を作ってもなかなかうまくいかない。物理的な差別は法制度を整えていく中で課題が解消されていくことはあるかと思います。しかし、人の心の中から生まれてくる、「差別」や「偏見」、「人権意識」は、社会の中で一緒に生活する人々が差別感情をもっていたら、どれだけ法整備を進めても意味がなくなってしまいます。人権擁護の調査結果からも、9割近くの障がい者が、何らかの差別を感じている実態があります。ジロジロ見られるなど直接的なものでも、差別感情を感じてしまう行為もあるのです。このように「差別」は容易に単純に解決できるものではなく、一人ひとりが「障がい者差別」について考えていくことが何よりも重要だと思えます。

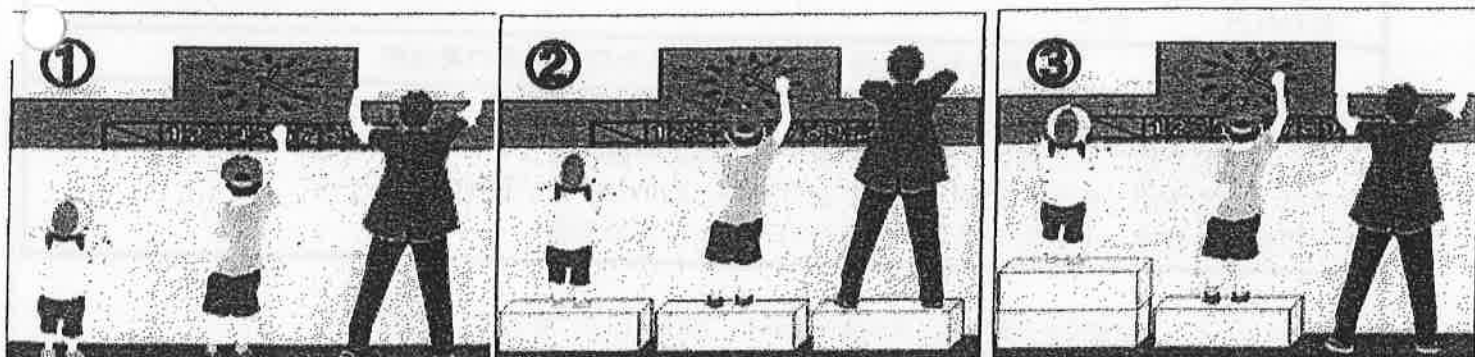
2. 「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮」

障害者差別解消法には、「障害を理由とする差別とは何か」という定義の規定はありません。しかし、「差別」や「合理的配慮」という考え方は人それぞれです。個々人の感覚に任せていたらうまくいかない可能性もあります。そのため、どうしたらよいかを示すガイドラインが必要となります。それにあたるのが「対応要領」、「対応指針」と呼ばれるものです。

障害者差別解消法の第9条、第10条には、国や独立行政法人、地方公共団体に対し、職員のための差別禁止のガイドライン「対応要領」の作成が定められています。対応要領は、いわゆる差別についてのどのようなものが該当するか、合理的配慮として挙げられるかという事例集です。これは各省庁、機関にあわせて作成されています。なお、地方公共団体については、作成は努力義務とされています。

同様に、事業者へのガイドラインとして「対応指針」があります。同法第11条で、主務大臣が必要な指針を定めることを規定し、省庁ごとに作成します。例えば、金融機関であれば金融庁、医療機関であれば厚生労働省、学校であれば文部科学省と各省庁が所管する事業者に対して作成することになります。「対応要領」、「対応指針」はともに差別解消に向けた取り組みに対する基本的な考え方を示した「基本指針（第6条）」に即して作成されますが、差別的取り扱いや合理的配慮の部分については、その省庁が所管する事業に沿った記載がされています。

3. 合理的配慮の基本的考え方



- ① 3人で野球観戦をしています。しかし塀があって、観戦できない人もいます。
- ② この球場には配慮があって、ブロックが用意されていました。一人ひとつずつ分けましたが、まだ観戦できない人がいます。
- ③ 今度はこのようにブロックを置き直しました。これでみんな観戦することができます。

この球場にはもともとブロックが用意されていました。そのブロックを一人ひとりのニーズに合わせて、ブロックを用いている点が、「合理的配慮」といえます。合理的配慮の基礎となる環境の整備を「基礎的環境整備」（はじめからブロックを準備）といいます。基礎的環境整備と合理的

配慮、つまり、全体に対する配慮と個別の配慮がうまくあわさって、配慮の内容に応じた支援が成立（合理的配慮）します。野球場だけでなく、例えばサッカー場はどうかというように、生活している環境の状況が変われば合理的配慮の内容も変わってきます。また、配慮の内容を検討するときには、お互い十分な意見交換をすることが求められます。

	合理的配慮	不当な差別的取り扱い
国・地方公共団体、行政機関	しなければならない	してはいけない
民間事業所	するように努力	してはいけない

4. 求められる具体的な取り組みの例（各場面の不当な差別的取り扱いと合理的配慮の具体例）

医療・健康に関する不当な差別的取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ※ 介助が必要な身体障がいがあることや、精神障がいがあることを理由に、診察や入院を拒む ※ 治療に集中することが困難な発達障がいの子どもの歯科診療を拒否 ※ 医療機関関係者が、障がいがあることについて、卑下した言動をとる、障がいのない人とは異なる言動、態度をとること など
医療・健康に関する合理的配慮の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療者が、障がいについて正しい知識を習得した上で、当該患者の反応について正當に評価する ◎ 医療機関内で患者を呼ぶ際、聴覚障がいのある人については声だけに頼らず、プライバシーにも配慮しつつ、本人が気づくように連絡をとる ◎ 本人の希望するコミュニケーション手段を尊重し、情報保障のうえ、説明に必要な時間を十分につけて、自己決定に必要な情報を障がいのある人本人に伝える など
社会福祉施設・学校に関する不当な差別的取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ※ 人的・整備体制が整っており、対応可能であるのに医療的ケアの必要な障がい者、重度の障がい者、多動な障がい者のサービス利用を拒否、正当な理由なくサービスの利用を制限する ※ サービス利用と提供の際に、ほかの人とは異なる取り扱いをする。（行事、娯楽への参加の制限） ※ 障がいのない人にはつけない条件を、サービス利用に際し条件をつける ※ 調理実習を自分もやりたかったが「座っていないさい」とやらせてもらえなかった ※ 学校の修学旅行への参加にあたり、相談者側で介助者を用意（費用含む）がないと参加できない旨言われた など
社会福祉施設・学校に関する合理的配慮の具体例
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、ルールや慣行を柔軟に変更する ◎ パニック等を起こした際に、静かに休憩できる場所を設けること ◎ 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付き等、わかりやすい説明をすること ◎ 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援

（出典・引用）

- これならわかる 障害者差別解消法 株式会社翔泳社 2016.11.5 第2版 二本柳覚
- 内閣府 「障害者に関する世論調査」 世論調査報告書 平成24年7月調査
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-shougai/2-2.html>
- 内閣府 「人権擁護に関する世論調査」 世論調査報告書 平成24年8月調査
<http://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-jinken/>
- 内閣府 「平成25年版 障害者白書」 <http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/zenbun/index.html>
- 大阪府教育センター 連続ミニ講座 第3回 合理的配慮と基礎的環境整備
<https://www.osaka-c.ed.jp/blog/edu/center/2015/12/15-075928.html>

工藤 明人（社会福祉士・介護支援専門員） 認定NPO法人東三河後見センター 事務局長

障がい者支援施設（知的障がい者施設）にて生活支援員として従事後、社会福祉士養成大学にて助手、助教を経て現職。愛知県社会福祉士会理事、豊川市成年後見支援センター運営委員、尾張東部成年後見センター適正運営委員、新城市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価委員、愛知ばあとなあ 等

残業の上限規制

主張

過労死の防止こそが大前提

過労死の防止こそ大前提であることを忘れてはならない。

経団連と連合が続けてきた残業時間の上限規制を巡る協議は、月45時間、年360時間までを原則に、最大の焦点となった繁忙期の1カ月の上限については「100時間未満」とすることで決着した。現行法では、残業をするために労使で結ぶ「36(サブロク)協定」に特別条項を付ければ、残業時間に上限はなくなるが、今回の合意により、残業時間に初めて法的な歯止

めが設けられることになった。労使双方の努力をまずは評価したい。

残業規制についてはこのほか、▽2カ月から6カ月間の平均は月80時間以内▽年間では720時間以内▽月45時間を超えるのは年6回まで——とすることも合意した。これが実現すれば、仮に上限の100時間近くまで働いたとした場合、翌月の時間外労働は60時間以内に制限されることになる。事実上「青天井」となっている現在の状況は大きく変わることが期待で

きよう。

ただ、「100時間」「80時間」という数字が過労死の認定基準に準拠しているというところを踏まえれば、規制の上限ぎりぎりまで働かせても構わないという受け止め方は許されまい。

労使合意では、退社から次の出社まで一定時間を確保して労働者の健康を守る「インターバル制度」の普及も掲げた。公明党が強く提唱している制度で、2017年度予算案には、制度を自発的に導入した中小企業への助成が盛り

込まれた。活用を進めたい。

政府は、今回の合意内容を盛り込んだ働き方改革の実行計画を今月中にも策定し、関連法案の国会提出をめざしている。法案には違反に対する罰則を設ける方針だ。

実効性の確保も忘れてはならない。労働基準監督署が昨年11月に実施した集中取り締まりでは、7017事業所のうち1196カ所で月100時間を超える違法な残業が確認された。残業時間の過少申告や「隠れ残業」の問題もある。行政による監督・指導体制の強化は欠かせない。

長時間労働を前提とした働き方をいかに改革するか、政労使の覚悟が問われている。

認知症対策

主張

初期支援チームの全国設置急げ

早めの診断や治療が重要となる認知症。だが、実際には

「本人が病院に行きたがらない」「どこに相談すればいいか分からない」といった声は少なくない。

そこで注目したいのが、「認知症初期集中支援チーム」だ。

同チームは医師や看護師、社会福祉士などの医療・介護の専門職で構成され、家族らの相談を受けて認知症が疑われる人やその家庭を訪問し、症状の把握に努め医療機関への受診を勧めるなど、おおよそ

ね6カ月にわたって集中的にサポートする。

認知症の進行を遅らせたリ、症状の改善に向けた適切な支援を初期段階から受けられることは、不安を募らせる本人や家族にとって心強いに違いない。

国の「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)では、2018年4月には全市区町村にチームを設置するとしている。ところが、目標期限まであと1年というのに、設置した自治体が半数に達していない

のが現状だ。13日の参院予算委員会で公明党の熊野正士氏が指摘した。取り組みを加速するよう熊野氏が求めたのは当然だ。

なぜ設置が進まないのか。主な原因は認知症治療に関わる医師の不足にある。このため国も、専門医でなくても認知症の診断や治療に5年以上関わり所定の研修を受けた医師の参加を認めるなど、柔軟な対応に努めている。しかし、現状は厳しい。当面の対応策として、自治体間の連携を進めてはどうか。

か。実際、北海道の十勝地方では、10市町村が連携し、地域で唯一の認知症患者医療センターと協力してチームを設置した。鹿児島県の徳之島では、島内3町が共同でチームを結成し、鹿児島市在住の専門職の人の協力を得ながら運営している。

認知症の人やその家族の期待は大きいだけに、国や自治体はチーム設置に向け知恵を絞ってほしい。

各地の地方議会公明党の役割も重要だ。まだ設置されていない自治体の取り組みを後押しすることはもちろん、自治体間の連携を推進する点では、ネットワーク政党の強みを発揮していきたい。

水道民営化促進へ法案

水質や値上げ懸念

地方自治体の水道事業の民営化を進める水道法改正法案が、今国会に提出されている。人口減少や人手不足に直面する水道事業の強化を掲げているが、これは生活に直結する公共財をビジネスの論理に委ねることも意味する。消費者団体などは、水質の悪化や料金値上げを懸念している。

(橋本誠)

厚生労働省によると、改正法案は企業の参入を促す民営化と、複数の自治体の水道事業をまとめる広域化を柱とする内容。

民営化の中でつたっているのが、浄水場など施設の所有権は自治体に残しながら、運営権を企業に売却できる「コンセッション方式」の採用だ。これにより、自治体が定めた上限・下限の範囲内で、企業が水道料金を設定できる。

厚生労働省水道課の担当者は「自治体から民間の経営」

いや色など水質の基準は、公営でも民営でも適用される。料金は最初に決める幅を超えることはあり得ない

「JAFONEが疑問点が多い。NPO法人・日本消費者連盟の大野和興共同代表は「浄水には微生物や砂を使っている。化学薬品など工業的方法で一気に浄化するものがある。微生物を使うほうがおいしい水になるが、効率が悪いため全国的に廃止が進み、工業的手法が多

くなっている。改正法ですらうした動きがシステム化され、水がおいしくなくなるのでは」と話す。

一部の自治体の効率化を重視しすぎる傾向についても警戒する。「せいたく品ならまだしも、水は食料以上に大事なものの。現在の自治体の水道会計は原則、独立採算制だが、不足すれば一般会計から繰り入れ、施設改修も国の補助金などを得てやっている。現在の体制を維持し、資金不足があれば税金で補うべきだ」

ダム問題に取り組む市民団体「水源開発問題全国連絡会」の嶋津暉之共同代表は「外国資本の圧力で、門戸を開こうとしたのではないかと法改正の動きの背景を推測する。」

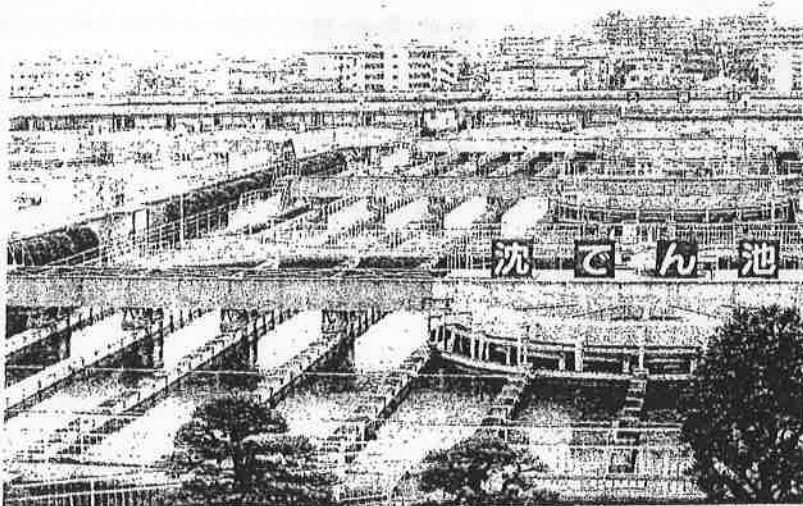
欧州では再公営化も

「推進側は合理化で水道料金が下がる可能性があると言っているが、経営権を握る改正である以上、収入が少なければ値上げもできる。海外で水道事業を民営化したケースでは、水質の悪化や料金の高騰を招いており、パリやベルリンなど欧州の自治体では再公営化が進んでいる。米アトランタでは浄化処理のレベルを落とすし、蛇口から茶色の水が出た例もある」

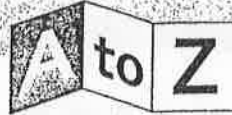
日本でも、浄水場の夜間運転や検針業務など部分的な外注化は広がっている。東京の多摩地方では武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村を除く二十六市町の水道事業が都に一元化され、都は施設管理などを関連企業に委託している。

一方、大阪市議会では一昨年、市の出資企業が水道事業を運営する民営化条例案が提出されたが、否決された。昨年再提出され、継続審議になっている。

嶋津代表は「水道は生活に直結する公共財だから、公営を維持するべきだ。各市に水道部門があって、管理されているのが本来の姿ではないのか」と訴えた。



東京都の金町浄水場。水道法改正法案が提出されたが、水道事業の民営化に落とし穴はないのか＝2011年3月、東京都葛飾区で



過労 250 (件) 200 150 100 50

政府は



安倍政権は二億総活躍社会の実現に向け、働き方改革を主要政策に位置付けている。実現会議を設置し、九項目について検討、三月末までに実行計画をとりまとめる。注目されているテーマは、正社員と非正規社員との待遇格差の是正、正社員の残業の削減策だ。

残業減、実効性カギ

異があれば待遇格差を認めている。さらに職務内容の差異に比べ、待遇の差異が妥当なものなのかの判断基準は示さず、労働者には差別されているか分からないままになりかねない。残業削減策では労働基準法三六条に基づく労使協定(サブロク協定)で認められる残業に限り、事実上青天井となっている上限時間を規制するかどうかが焦点だ。政府案は残業の限度時間月四十五時間をまず法律に明記(特例で年間七百二十時間月平均六十時間)とする残業の上限を罰則付きで法定化する。

度への導入も不可欠だが、見送られそうだが、働く人の健康を守り意欲を持って働ける環境をいかにまで実現できるか。施策の実効性が問われている。(政治部・鈴木穂)

【勤務間インターバル制度】

- 三菱重工 7時間以上のインターバル
ユニチャーム 8時間以上のインターバル
ホンダ 本社勤務で12時間のインターバル

【残業しない手当】

- 時間内に業務を済ませるなどした個人やグループに、業務や改善内容に応じて3000円~5万円を支給する「効率改善手当」を導入
月間残業がゼロの社員に月1万5000円を払う「ノー残業手当」を4月から始める

長時間労働をなくす企業の主な取り組み

- 【退社時刻の徹底】 鉄工所勤務以外の従業員に、午後7時以降の残業を原則禁止
午後7時前の退社の徹底
毎週金曜日は午後4時退社を奨励
午後8時までの退社奨励。プレミアムフライデー導入に伴い、午後の会議自粛や半日有給休暇の取得も促進
国内従業員10万人を対象に、午後8時までの退社を社長通知で求める

企業は



経団連は今春の経営側の方針に、働き方改革を前面に押し出している。人口減少が進む中、今後約二千年間で労働力はおよそ二千万人減るといわれる。女性や高齢者の活躍に加え、長時間労働をなくすことが欠かせないとの考えだ。退社時刻の徹底や勤務間インターバル制度など、残業抑制に乗り出す企業は増えている。午後七時以降の残業を禁じる神戸製鋼所は、導入前より残業時間が三割減ったという。企業業績に悪影響との声もあるが、十年前から午後七時退社の徹底に取り組んでいる大和証券グループ本社は「業績に支障はない。むしろ、仕事に生かせる資格を取る社員が増えた。育児・介護と両立できるので女性管理職も多い」と人事面の効果も語る。食品専門物流会社の北王流通

「脱・長時間」に転換も

や紳士服大手はるやまホールディングスは、残業代とは逆の発想の手当を設け、残業代の削減で所得が下がらないようにした。これも、長時間働くことを評価してきた風潮を企業自身が変わらなければ、人材を集めるのも、離職を防ぐのも難しい現状を示している。残業抑制が、労働力や所得の減少につながるなどの懸念は根強い。SMB C日興証券では、政府案で上限とした月六十時間を超えて残業をしている正規労働者は、10・4%と算出。一割に偏っている仕事を、残り九割と分担するワークシェアリングの必要性を提案する。「残業がなくなった人の所得は減るが、その分増える人もおり、全体で見れば影響は小さい。日本の潜在成長率や企業収益も変わらない」と指摘。さらに大和総研は、国が育児や介護で働けない人への支援策を講じれば、百万人以上の労働力を生むと試算する。(東京経済部・中沢佳子)

検討進む 働き方改革

経済大国になった日本を支えた長時間労働だが、さまざまな悲劇や弊害を生んできた。過労死や過労自殺を引き起こし、企業の責任がより厳しく問われている。働き方の改革が急務となるなか、政府は具体的に検討を進めており、労働基準法の改正も図られる見通し。経団連も労働時間の短縮を訴えている。健全な働き方の未来図はどこまで描けるか。

過労死止まらず 対策

背景は

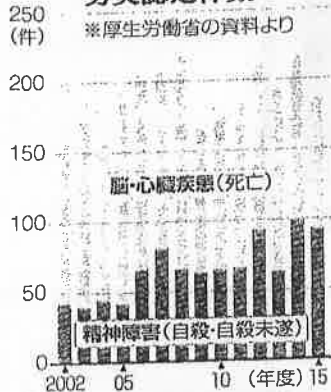
日本一人あたりの労働時間はほかの先進国と比べても長く、脳や心臓の病気で働き盛りのサラリーマンが突発的に死亡する「過労死」が一九八〇年代から増加している。高度成長期やバブル期を過ぎても、残業を前提とする働き方は社会に根強く残り、長時間労働をなくそうとする動きは鈍かった。過労死の明確な基準もな

く、遺族にとってそもそも過労死だと会社や国に認めさせるハードルは高かった。流れを変えたのが、一九九一年に電通の若手社員が自殺した件を巡る裁判所の判断。遺族が起した訴訟で、それまで認められづらかった「過労自殺」を認定。二〇〇〇年の最高裁判決は「会社には社員の心身の健康を損なわないようにする義務がある」として、過労死への会社の責任を明確に認定した。判決後、厚生労働省は過労死防止に向けた対策を会社などに促すようになる。過労死につながる残業時間の目安として「発症前一月に百時間、二〜六月間に八十時間超」という「過労死ライン」などの基準も新たに作成。過労死対策への国などの責任を盛り込んだ「過労死等防止対策推進法」が一四年に施行された。

過労死の労災認定件数が年二

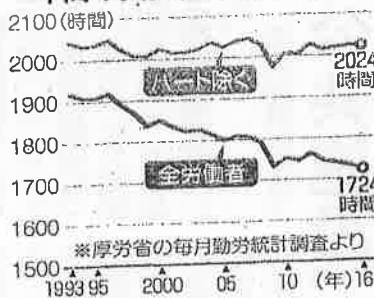
百件前後で推移し、フルタイムで働く人の実労働時間も横ばい状態が続く中、電通で再び悲劇が起きた。新人社員高橋まつりさん(当時28)の過労自殺が昨年九月に労災認定され、関心が一気に高まった。厚生労働省は労働局を強制捜査からわずか二カ月弱で法人としての電通と幹部を労働基準法違反の疑いで書類送検した。捜査の入り口の段階での立件は異例で、「働き方改革」の議論が政府内で進んでいることも影響していると考えられる。(東京社会部 福田真悟)

過労死(自殺未遂含む)の労災認定件数



電通と合意書を締結し記者会見する、高橋まつりさんの母幸美さん=1月20日、厚労省で

年間の実労働時間の推移



「働き方改革実現会議」で検討しているテーマ



非正規雇用の待遇改善(同一労働同一賃金)

高齢者の就業促進

女性や若者が活躍しやすい環境整備

病気治療や子育て・介護と仕事の両立支援

外国人材の受け入れ

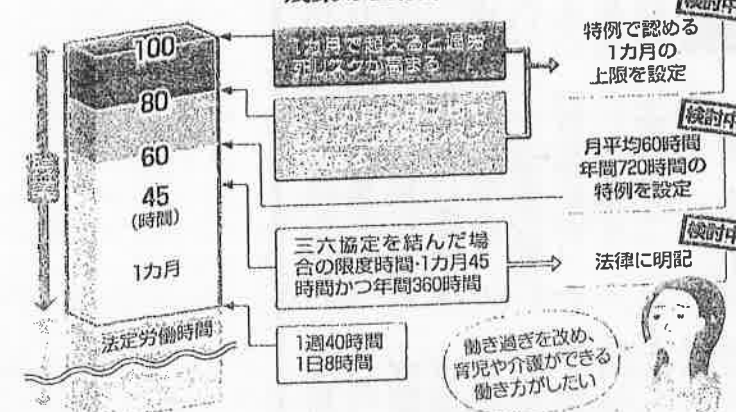
転職、人材育成の支援

賃金の引き上げ

長時間労働の是正

テレワークや副業など柔軟な働き方の推進

残業の上限規制



蒲郡市議会傍聴記

地方政治
クリエイト
伊藤 秀昭

■高齢化時代の施設配置
日恵野佳代氏(共産)は、公共施設マ

ネジメント実施計画(案)での施設床面積3割減ありきの目標は、市民の暮らしを忘れた目標ではないかと指摘した。

建設部は将来の人口規模に見合った「身の丈に合った」施設総量に適正化するための目標であり、魅力の向上

や効率化も同時に実施しているとのこと返した。

日恵野氏は「高齢化が進み、よりきめ細かく施設を配置すべきでないか」と食

い下がったが、議論はかみ合わなかった。

■WiFi環境
牧野泰広氏(自由クラブ)は、WiFi

Fi環境の整備について観光、防災の面から質問し、さらなる整備促進を要請した。

産業環境部長は、市内公共施設8箇所

に設置しているが、今後竹島周辺においても設置する意向を示し、観光、防災の両面から利活用したいとした。

公共施設、在宅医療に真剣な議論

スマホを使うことは当たり前になってい

る。そのためのアプリも含めたソフト面の取り組みが不可欠であり、WiFiによる社会基盤の強化は、蒲郡の「おもてなし」そのもので

あり、蒲郡の若年世代、市民にとっても利便性が高まることになる。

■在宅医療
厚生省が昨年7月に発表した在宅死亡率が、同規模の全国自治体で最下

位であったことから、昨年の9月議会

に続いて取り上げたのは柴田安彦氏(無所属)。

市民福祉部長は「本市に在宅医療を補完すべき医療機関が少ないことは

確かであり、本市は高齢化率が高いだけに大きな課題」とした。

「住みなれた自宅

で最期を迎えたいとの思いを実現するために在宅医療を推進していく」と同部長

は強調したが、その道のりは遠いが確かなものにしていただきたい。

■老朽管対策
昨年11月に福岡市中心部で起こった大規模な陥没から、上下水道の老朽管対策

を取り上げた稲吉哲氏(自由クラブ)。

その背景に管渠更新事業には多額の投資が必要であり、上下水道事業の厳しい財政事情もあり、そこに人口減少という現実が重なっている。

当然、料金改定が不可欠になってくることから、稲吉氏は15年間料金改定せず

にきているが、市民に十分説明し理解を得るよう要請した。もう一方で災害対策のための耐震化という課題もあり、深

刻な状況を浮き彫りにした。

■特定健診
青山義明氏(自民)

は国民健康保険の被保険者を対象にした特定健診の受診率が県内54市町村中38位と低く、受診結果についてもメタボ該当率がワースト4位という状況から改善策を取り上げた。

青山氏は健康づくりの取り組みを表彰する蒲郡市健康アワードからも、協会健保や商工会議所との連携でさらなる取り組みを要請した。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 大久保 尊司

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

高知市議会議員 領 収 書
大久保 尊司 様

No.

平成27年 5月 13日

¥1,490-

但し「考えよう学校のカラーユニバーサルデザイン」書籍代金として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳
税抜金額 ¥1,380
消費税額等 (8%)

〒101-0021
東京都千代田区外神田2-14-10第2電波ビル706号室
特定非営利活動法人
カラーユニバーサルデザイン機構



高知市議会議員 領 収 書
大久保 尊司 様

No.

平成27年 5月 13日

¥1,598-

但し「色弱の子どもがわかる本」書籍代金として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳
税抜金額 ¥1,480
消費税額等 (8%)

〒101-0021
東京都千代田区外神田2-14-10第2電波ビル706号室
特定非営利活動法人
カラーユニバーサルデザイン機構



「考えよう学校のカラーユニバーサルデザイン」 1,490円

「色弱の子どもがわかる本」 1,598円

計 3,088円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	読売センター高知中央 ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動のために必要な新聞購読費	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費	読売新聞ほか新聞購読費	56,769
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 12 枚			
備考			


※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

4 / 26

 領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45

市議会市役所本庁

29年 4月分 振替

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞 消費税込	1	3,093	
2			
3			
合 計		3,093 円	

領収日 29年 4月 26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央
高知市桜井町 1-4-37

TEL 088-883-2821



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領収証

No. 00000080

平成29年4月27日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

現金			

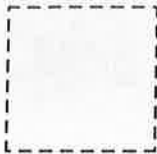
但 平成29年4月分購読料金として

上記正に領収いたしました

780-0052 高知県高知市大川筋2丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



領 收 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

4 / 27

— 毎 日 新 聞 ————— 日 本 経 済 新 聞 —

領 收 証

市 議 会 公 明 党 様

¥ 8 , 8 6 0 -

新 聞 名	部 数	単 価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	3,670
日経流通新聞	1	2,097

2017 年 4 月分

17 4 27

高知県下折込取次

株式 堀 新 聞 会 社

高知市北本町1丁目4番25号

TEL (822) 4-948

担当者

20-01003

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5/1

No. 113-33 領 収 証 1129年 5月 1日

高知市議会 公明党 様

ご 購 読 紙	部数	日数	金 額
高 知 新 聞 デイリースポーツ	1		3,877

29 年 4 月分 ご購読料 3,877 円

配達員を募集中です。お気軽にご連絡ください。

〒780-0870 高知市本町3丁目2-15
 (株)高新販売オリコミ社本町販売所
 電話 871-3224 FAX 871-3225

ご愛読いただきありがとうございます。上記金額領収しました。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

5/31

No 113-33 領 収 証 H29年 5月3日

高知市議会 公明党 様

ご 購 読 紙	部数	日数	金 額
高 知 新 聞 デイリースポーツ	1		3,877

29 年 5 月分 ご購読料 3,877 円

配達員を募集中です。お気軽にご連絡ください。

〒780-0870 高知市本町3丁目2-15
 (株)高新販売オリコミ社本町販売所
 電話 871-3224 FAX 871-3225

ご愛読いただきありがとうございます。上記金額領収致しました。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5 / 26

 領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45

市議会市役所本庁

29年 5月分 振替

銘	柄	部数	金額	
1	読売新聞 消費税込	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2				
3				
合 計			3,093円	

領収日 H29年 5月26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央
高知市桜井町1-4-37

Tel 088-883-2821



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5 / 29

領収証

No. 00000080

2017年5月29日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

現金			

但 平成29年5月分購読料金として

上記正に領収いたしました

780-0052 高知県高知市大川筋2丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5 / 29

— 毎 日 新 聞 — — 日 本 経 済 新 聞 —

領 収 証

市議会 公明党様

¥ 8, 8 6 0 -

新 聞 名	部数	単 価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	3,670
日経流通新聞	1	2,097

2017 年 5 月分

17 5 29

高知県下折込取次

株式
会社

堀 新 聞

高知市北本町1丁目4番25号

TEL (822) 4 9 4 8

担当者

20-01003

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

6 / 30

No 113 - 33 領 収 証 1129年 6月30日

高知市議会 公明党 様

ご 購 読 紙	部数	日数	金 額
高 知 新 聞 ディリースポーツ	1		3,877

29 年 6 月分 ご購読料 3,877 円

配達員を募集中です。お気軽にご連絡ください。

〒780-0870 高知市本町 3 丁目 2 - 15
(株)高新販売オリコミ社本町販売所
 電話 871-3224 FAX 871-3225

ご要請いただきありがとうございます。上記金額領収致しました。



領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

6/26

 領 収 書

区域011 全戸0046 お問合せNo10604

お名前 市議会 公明党 様

本町5-1-45
市議会市役所本庁
29年 6月分 振替

銘 柄	部 数	金 額	◇左記の通り領収しました
1 読売新聞 消費税込	1	3,093	
2			
3			
合 計		3,093 円	領収日 2024年 6月 26日

購読料は預金口座引落しやクレジットカード払いをご利用下さい

読売センター高知中央 Tel.088-883-2821
高知市桜井町 1-4-37



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

6/27

—— 每日新聞 —— 日本経済新聞 ——

領 収 証

市議会 公明党様

¥ 8, 860 -

新聞名	部数	単 価
毎日新聞	1	3,093
日本経済新聞	1	3,670
日経流通新聞	1	2,097

2017 年 6 月分

17 6 27

高知県下折込取次

株式会社 堀新聞

高知市北本町1丁目4番25号

TEL (822) 4948

担当者

20-01003

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

領収証

No. 00000080

2017年6月27日

高知市議会公明党

様

金額

¥3,093-

内

消費税等

現金			

但 平成29年6月分購読料金として

上記正に領収いたしました

780-0052 高知県高知市大川筋2丁目3-16

ASA高知中央 代表 藤井 正人

TEL 823-2622 FAX 823-2621



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月 1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	(有)こじゃんとネット	
	目的・内容・結果等	政務活動・議会活動および市の政策について 住民に報告し、周知するために必要な経費	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費	HP管理料・サーバー・ドメイン	25,920
	人件費		
	事務諸費		
		合計	25,920
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、 <u>広報広聴費</u>	8、人件費	9、事務諸費	

4/27

領 収 証

No. 001913

高知市議会公明党 殿

平成 29 年 4 月 27 日

¥			25920						

但し HP 管理料、サーバー、ドメイン
上記の金額正に領収いたしました



現金 /
 小切手 /
 手形 /
 相殺 /

(有)こじんとネット
〒780-0901 高知市上町1-10-36
 TEL.088-826-1555 FAX.088-826-1556
 URL <http://kojyanto.net> E-mail info@kojyanto.net



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

請 求 書

平成29年 4月10日 伝票No. 00009172



有限会社 こじやんと
高知県高知市上町1丁目10-36
TEL088-826-1555 FAX088-826-4581

担当： [Redacted]

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

〒 780-8571 高知市本町4-1-24 高知市役所本町飯庁舎
6階 高知市議会 公明党控室
高知市議会 公明党

御中

種	商品	数量	単位	単価	金額	備考
1	サーバー使用料	12	ヶ月	2,000	24,000	
9	(H29.4.1~H30.3.31)					
区分： 1売上 2返品 3単品値引 4値引 5諸雑費 6送料 7出庫 8税額 9摘要 [商品計] 24,000 [振込先] 四国銀行 上町支店(普)0703854 高知銀行 本町支店(普)0709858						
消費税						1,920
合 計						25,920

*は税込



ホーム

実績

議員紹介

会報「公明高知」

ごあいさつ

高知市議会では、平成7年より議員定数を4名削減し、40名の定数としました。高知市議会公明党は高知市民の健康と生活を守り、災害等から市民を守るために懸命の努力を重ねてきました。又、昭和50年4月に8名を当選させて頂いて以来、支持者の皆様方や、ご支援いただく組織の方々の真心に支えられ、体制を堅持して参りました。

昭和36年4月、2名の公明党市議会議員を当選させて頂いて以来、福祉の公明党、教育の公明党の名に恥じぬ関と、公害対策制度の制定（現在、環境基本条例と名称変更）、交通災害共済制度の創設、自由民権館、わんぱくこどもの建設推進、乳幼児医療費の無料化（就学前まで）、児童手当の拡充（現在小学6年生まで支給）、等々、福祉、教育、文化等の施設の建設、橋梁や道路の整備、上下水道の敷設推進、そして各種交通安全対策など市民の目線に立って確実に推進、実行をして参りました。

今後も市民生活の向上のために、全員団結してがんばって参りますのでよろしくお願い致します。



- [平成29年2月1日号 会報](#)
- [平成28年11月1日号 会報](#)
- [平成28年8月1日号 会報](#)

[過去の会報を見る](#)

実績

市民の皆様が一番ちかい議員として頑張ります！

安心で心通うまちづくり

活力ある産業都市づくり

快適な生活環境づくり

災害に強い都市づくり

人材が育つまちづくり

改革の牽引カに

[実績・取り組みのページへ](#)



議員紹介

member



山根堂宏
(4期)



高木妙
(4期)



寺内のりよし
(3期)



西森美和
(3期)



伊藤弘幸
(1期)



大久保尊司
(1期)

[議員一覧ページへ](#)

公明党高知市議会

高知市本町四丁目1番24号 (高知市役所本町仮庁舎内5F)

TEL : 088-823-9403 FAX : 088-871-2485

Mail : masashi.takahashi@city.kochi.kochi.jp



規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月 1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	リコーリース㈱ ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動に必要なコピー機リース代 および パフォーマンスチャージ代・デジタル利用料 NHK受信料	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	コピー機リース代 ほか	168,876
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数 10 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は, 別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名

1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

発行日 2017年04月07日

領収証番号 0000002323



リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

印紙税申告納
付につき江東西
税務署承認済

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2017年 4月 4日
領 収 額	19,740 円

お 支 払 方 法	口座振替
振 替 口 座	四国銀行 高知市役所支店 普通 口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。 コウチシキカイ コウメイトウ

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
A049158339-000	17. 4. 1~17. 4. 30	42	18800	940

総量は裏面をご確認ください。

4/4

高知市議会 公明党 御中

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	(9)事務諸費	

4/20

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領収証No 309468

領 収 証

20 17 年 4 月 20 日

下記の通り正に領収致しました。

(お客様)

高知市議会 公明党 殿

金額	十億	百万	千	円
	1	1	4511	04

内消費税等 円

但し、2月分パフォーマンス代

※ 金額の先頭に¥が無いもの社印
及び扱者の無いもの、金額を訂
正したもの、複写でないものは
無効と致します。

※ (1)現金 (2)小切手 (3)振込 (4)自振 (5)手形 枚 (9)相殺

リコージャパン株式会社

扱 者



課所名



会派名：高知市議会公明党

1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご請求書
(兼 振替予定金額のお知らせ)

RICOH

780-0870
高知市本町4丁目1-24 高知電気ビル第2別館 5F

℡:0001/0001

高知市議会
公明 様

発行日2017年03月31日 請求No. 17037695155

リコージャパン株式会社
お問合わせ 高知支社 高知第一営業所
高知市北久保12番3号

TEL:088-882-2201 6020534 60290054

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください



401AKB1029683# 029683 0001/0001

お客様コード (60210004173)

下記の通りご請求申し上げます。

2017年03月31日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) 51,104 円

2017年04月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No.	数量	単価	お買上金額	消費税金額
03.10	MPC3003 パフォーマンス	728601			47,319	3,785
	お買上金額 合計		51,104		47,319	3,785

【お知らせ】

ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-9069までお願い致します。

サービス料金計算明細

<伝票No. 728601 >
・トナー込み契約です。

MPC3003SP	今回検針内容	前回検針内容	ご使用カウント
機番: 619074	2月28日	1月31日	
モノカラー総出力	73,537 カウント	71,697 カウント	1,840 カウント
フルカラー総出力 ①	40,850 カウント	38,475 カウント	2,375 カウント
フルカラーコピー (①-②)	31,292 カウント	29,228 カウント	2,064 カウント
フルカラープリント ②	9,558 カウント	9,247 カウント	311 カウント
パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		1,840カウント	
控除 2%の控除カウント		37カウント	
請求カウント		1,803カウント	
1 - 2000 /月	3.2円	1,803カウント	5,769円
フルカラーコピー		2,064カウント	
控除 3%の控除カウント		62カウント	
請求カウント		2,002カウント	
1 - 1000 /月	19.8円	1,000カウント	19,800円
1001 - 4000 /月	16.6円	1,002カウント	16,633円
フルカラープリント		311カウント	
控除 3%の控除カウント		10カウント	
請求カウント		301カウント	
1 - 1000 /月	17.0円	301カウント	5,117円
消費税等	47,319円	8%	3,785円
合計(税込み)			51,104円

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

4 / 26

口座振替のお知らせ

4 月 18 日発行

お客様番号	[REDACTED]
金融機関名	四国銀行
取引店名	高知市役所支店
口座番号	普通 [REDACTED]

※お問い合わせの際は、上記のお客様番号をお知らせください。

今回請求のお知らせ(消費税及び地方消費税を含む)



項 目	期 間	金 額
デジタル利用料	2017/05 ~ 2017/05	1728
合 計 金 額		1,728 円
振 替 日	2017 年 4 月 26 日	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党


費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨、事務諸費	

4/26

 放送受信料領収証	
高知市議会公明党 様 お客様番号 XXXXXXXXXX 振替日 平成29年 4月26日	
領 収 金 額 (消費税を含みます) 2,520 円	お支払期間 平成29年 4月 ~ 平成29年 5月
	件数 地上契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 平成29年 6月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

NHKホームページ

パソコン <http://nhk.jp>
 携 帯 メニュー▶ TV ▶ NHK▶



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
 放送番組についてのご照会 088-823-2305

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinryo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨、事務諸費	

5
8

発行日 2017年05月10日

領収証番号 0000001095



リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

領収証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領収日	2017年 5月 8日
領収額	20,868 円

印紙税申告納付につき江東区税務署承認済

お支払方法	<input type="checkbox"/> 座振替
振替口座	四国銀行 高知市役所支店 普通 [REDACTED] コウチシキ「カイ」コウメイトウ

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

領収明細書

契約番号	請求期間	回数	金額	消費税等
A062564836-000	17. 4. 1~17. 4. 30	1		564
A062564836-000	17. 5. 1~17. 5. 31	2	18800	1504

続きは裏面をご覧ください。

高知市議会 公明党 御中

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5 / 22

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領収証No 309658

領 収 証

20 17年 5 月 22 日

下記の通り正に領収致しました。

(お客様)

高知市議会 公明党 殿

金 額	十億	百万	千	円
			46636	

内消費税等 円

但し、3月分パフォーマンス代

※ 金額の先頭に¥が無いもの社印
及び扱者の無いもの、金額を訂
正したもの、複写でないものは
無効と致します。

※ (1)現金 (2)小切手 (3)振込 (4)自振 (5)手形 枚 (9)相殺

リコー・ジャパン株式会社



扱 者



課所名

ご請求書

(兼 振替予定金額のお知らせ)



Λ°-ジ°:0001/0001

780-0870
高知市本町4丁目1-24 高知電気ビル第2別館 5F

高知市議会
公明様

発行日2017年04月28日 請求No. 17048056177
リコー リコージャパン株式会社
 お問合わせ 高知支社 高知第一営業所
 高知市北久保12番3号
 TEL:088-882-2201 6020534 60290054
 ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください



429AKB1029354# 029354 0001/0001

お客様コード (60210004173)

下記の通りご請求申し上げます。

2017年04月30日締分 振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込) **46,636 円**

2017年05月22日に上記金額を振替させていただきます。
 【お取引明細】

振替銀行	支店	種類	口座番号
四国	高知市役所支店	普通	*****

月日	商品名	伝票No. ご発注No.・備考	数量	単価	お買上金額 [税抜]	消費税金額
04.10	MPC3003 パフォーマンス	712901 03/マシメ			43,182	3,454
	お買上金額 合計	(税込)	46,636		43,182	3,454

【お知らせ】
 ご請求書に関するお問い合わせは、業務グループ(電話)06-6339-9069までお願い致します。

■サービス料金計算明細
 <伝票No. 712901 >
 ・トナー込み契約です。

MPC3003SP 機番:619074	今回検針内容 3月30日	前回検針内容 2月28日	ご使用カウント
モノカラー総出力	74,750 カウント	73,537 カウント	1,213 カウント
フルカラー総出力 ①	43,094 カウント	40,850 カウント	2,244 カウント
フルカラーコピー (①-②)	33,382 カウント	31,292 カウント	2,090 カウント
フルカラープリント ②	9,712 カウント	9,558 カウント	154 カウント
パフォーマンスチャージ	単価/金額	カウント/月/率	内訳金額
モノカラー総出力		1,213カウント	
控除 2%の控除カウント		25カウント	
請求カウント		1,188カウント	
1 - 2000 /月	3.2円	1,188カウント	3,801円
フルカラーコピー		2,090カウント	
控除 3%の控除カウント		63カウント	
請求カウント		2,027カウント	
1 - 1000 /月	19.8円	1,000カウント	19,800円
1001 - 4000 /月	16.6円	1,027カウント	17,048円
フルカラープリント		154カウント	
控除 3%の控除カウント		5カウント	
請求カウント		149カウント	
1 - 1000 /月	17.0円	149カウント	2,533円
消費税等	43,182円	8%	3,454円
合計(税込み)			46,636円

費目名	
1、調査研究費	2、研修費
3、要請・陳情活動費	4、会議費
5、資料作成費	6、資料購入費
7、広報広聴費	8、人件費
9、事務諸費	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

5/26

口座振替のお知らせ

5 月 19 日発行

お客様番号	██████████
金融機関名	四国銀行
取引店名	高知市役所支店
口座番号	普通 ██████████

※お問い合わせの際は、上記のお客様番号をお知らせください。

今回請求のお知らせ(消費税及び地方消費税を含む)

項 目	期 間	金 額
デジタル利用料	2017/06 ~ 2017/06	1728
合 計 金 額		1,728 円
振 替 日	2017 年 5 月 26 日	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

発行日 2017年06月07日

領収証番号 0000001061



リコーリース株式会社

東京都江東区東雲1-7-12

印紙税申告納
付につき江東西
税務署承認済

領 収 証

毎々格別のお引立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
下記金額を正に領収させていただきましたこと、お知らせ申し上げます。

領 収 日	2017年 6月 5日
領 収 額	20,304 円

お支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替
振替口座	四国銀行 高知市役所支店 普通 〇〇〇〇〇〇 コウチシキカイ コウメイトウ

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

領収明細書

契 約 番 号	請 求 期 間	回 数	金 額	消 費 税 等
A062564836-000	17. 6. 1~17. 6. 30	3	18800	1504

続きは裏面をご覧ください。

高知市議会 公明党 御中

5/5

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
⑥ 資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

6/26

口座振替のお知らせ

6 月 16 日発行

お客様番号	██████████
金融機関名	四国銀行
取引店名	高知市役所支店
口座番号	普通 ██████████

※お問い合わせの際は、上記のお客様番号をお知らせください。

今回請求のお知らせ(消費税及び地方消費税を含む)


項 目	期 間	金 額
デジタル利用料	2017/07 ~ 2017/07	1728
合 計 金 額		1,728 円
振 替 日	2017 年 6 月 26 日	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：高知市議会公明党

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
⑥、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

6 / 26

 放送受信料領収証


高知市議会公明党 様

お客様番号 XXXXXXXXXX 振替日 平成29年 6月26日

領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間
2,520 円	平成29年 6月 ~ 平成29年 7月
	件数
	地上契約 1

取扱金融機関	次回振替予定日
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	平成29年 8月28日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

 日本放送協会

NHKホームページ

パソコン <http://nhk.jp>

携 帯 メニュー ▶ TV ▶ NHK▶

お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077

転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515

放送番組についてのご照会 088-823-2305

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<http://nhk.jp/jushinryo> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 高知市議会公明党

活動内容等	期間又は月日	4月1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	ソフトバンク(株) ほか	
	目的・内容・結果等	政務活動に伴う携帯電話通信料 政務活動に伴うインターネット利用料 住民説明会ハレパネ、フォトアルバム料	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	携帯電話通信料・インターネット接続料	93,621
	合計		93,621
領収証書及び支払証明書添付枚数 29 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

領 収 書 添 付 用 紙

議員名： 山根 堂宏

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨ 事務諸費	

ipad 通信料 5.402 x 1/2 按分 = 2.701

表面からの続きです

電話番号(お客さま番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	種 別

ご請求先番号 (BILLING NUMBER)	2017年 4月分
ご請求額 (Total Amount Due)	5,402円
振替日 (Date for Transfer)	2017年 5月26日 (金)
金融機関名 (Financial Institution)	
支店名 (Branch)	
口座種目・番号 (Account Number)	*****
下記の電話料金等をご指定の口座から振替させていただきます。 The amount has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.	
領収金額 (Payment Received)	5,402円
(内消費税率)	336円
領収日(口座振替日)(Date the receipt is prepared)	2017年 4月26日
ご請求年月	2017年 3月分
金融機関名 (Financial Institution)	
支店名 (Branch)	
口座種目・番号 (Account Number)	*****

印紙税申告納付済み
税務署へ提出済み

発行日 2017年 5月 11日
〒105-7313 東京都港区東新橋一丁目3番1号

ソフトバンク株式会社

ソフトバンクご利用料金口座振替金額のお知らせ
(NOTICE OF SOFTBANK CHARGES FOR BANK TRANSFER)

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
Thank you very much for using SOFTBANK service.

お知らせ (INFORMATION)
ご利用料金を含むレンタルサービスに関するお問い合わせは「ソフトバンクレンタルヘルプデスク」までご連絡をお願いいたします。
ソフトバンクレンタルヘルプデスク >
受付時間 9:00~20:00
TEL: 0120-934-265

※新たに法人コンシェルジュサイトにてレンタル故障、紛失受付を開始いたしました。お電話不要で24時間受付できる便利な機能です。ぜひご利用ください。
H-0463AM21510204736#

右記の電話料金等をご指定の口座から振替させていただきます。
振替日の前日までに指定の口座にご入金ください。
預金残高不足等で振替できなかつた場合は延滞利息がかかることとなり、ご利用が停止となることとなります。
The amount will be transferred from your account.
Please ensure that there are sufficient funds in your account on the due date.
You will be charged interest or service may be suspended if the amount cannot be deducted from your account.

次回料金口座振替のお知らせ (Notice for your next payment)

前月分口座振替領収証 (Receipt for previous month)

領収書添付用紙

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費目名

1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料 (計) 2,700	2,700	ご利用期間 (3/1~3/31) カケホーダイプラン (スマホ/タブレット) iPhone	合算
◇通話料・通信料 (計) 180	180	X1・SMS通信料 3月ご利用分	合算
◇パケット定額料等 (計) 4,200	5,000 -800 0	X1データバック (標準) 定額料 ずっとドコモ動 (参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は4.0GBです。	合算 合算 合算
◇その他ご利用料金等 (計) -793	300 300 400 666 300 -300 50 -2,511 2	付加機能使用料 (SDモード/メール等含む) 付加機能使用料 (留守番電話) クラウド容量オプション利用料 (50GB) AppleCare+ for iPhone 利用料 ドコモWi-Fi 利用料 (SDモード) 永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi) 請求書発行手数料 月々サポート適用額 ユニバーサルサービス料/基本	合算 合算 合算 非対象等 合算 合算 合算 合算 合算 非対象等
◇端末等代金分割支払金 2,945	2,945	端末等代金分割支払金 ご請求は2018年7月請求迄で、分割支払金残額は	合算
◇消費税等相当額 (計) 650	650	消費税等相当額 (合計)	合算
◇合計 9,882	9,882	合計 <NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、3月末で ○ポイントのお知らせ 今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ○ステージのお知らせ 現在のステージは、 (ポイント対象金額1000円につき10pt)	合算

$(9882 - 2945) \times \frac{3}{100} = 2601$
6937

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 高知市議会公明党

高木 妙

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

払込受領証
(金融機関兼用)

払込人氏名
高木 妙

様

ご請求先番号
[REDACTED]

請求年月
2017年03月

金 額
4,862円

受取人
ソフトバンク株式会社(モバイル)

受領印

坂大印(株) 坂大印(株)
坂大印(株) 坂大印(株)

日附印

お客さま控

$$4862 \div \frac{1}{2} = 2431$$

仁7-ネト料金

会派名：高知市議会公明党

高木 妙

費目名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

発行日 2017年4月11日



ソフトバンク株式会社

SoftBank

〒105-7317 東京都港区東新橋一丁目9番1号

ソフトバンク
カスタマーサポート
受付時間 (Business Hours)
月～日 (Mon-Sun) 年中無休 9:00～20:00
自動音声応答サービスは、24時間受付しております。
Automatic voice service available 24 hrs

ご利用料金をソフトバンクショップ窓口でお支払いされる際は、本請求書をお持ちください。お持ちいただけないお客様には、お支払いをお断りする場合がございますので、ご了承ください。

日頃はソフトバンクをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。お支払期日までに、金融機関窓口・裏面に記載されているお近くのコンビニエンスストア各窓口等へ、お支払いをお願いいたします。
Please make payment at financial institutions or convenience stores printed on the back.

なお、お支払い期日を過ぎますと、延滞利息がかかることや、ご利用が停止になること、ならびに弊社が請求する電力などに関連する割引が解除になる場合がございますので、必ず期日までにお支払いをお願いいたします。

今月のトピックス TOPICS

■携帯電話機を割賦契約されたお客様におきまして、個人信用情報機関にお支払状況を登録いたします (滞納情報も含む)。詳細はホームページをご確認ください。

780-0071
高知県高知市高そね21番13号

高木 妙 様

000000-0011808-00001/00001-S03
K-03G3AW13110011808#



b10173914967498417411c

2017年 3月分
4,862円

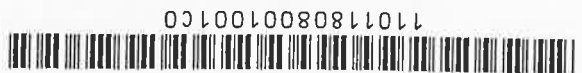
2017年 4月26日 (水)

ご請求額の内訳を裏面・または別紙に記載しておりますので、ご確認頂きますようお願いいたします。
口座振替でお申込の場合も、金融機関との手続き上、初回及び第2回目のお支払いにつきましては金融機関窓口・裏面に記載されているお近くのコンビニエンスストア各窓口等へお支払いをお願いすることがあります。下の払込取扱票で、お支払いをお願いいたします。

お知らせ INFORMATION

ご利用料金を含むレンタルサービスに関するお問合せは「ソフトバンクレンタルヘルプデスク」までご連絡をお願いいたします。
<ソフトバンクレンタルヘルプデスク>
受付時間 9:00～20:00
TEL: 0120-934-265

※新たに法人コンシェルサイトににてレンタル故障、紛失受付を開始いたしました。お電話不要で24時間受付できる便利な機能です。ぜひご利用ください。



請求先番号:
Billing Number

お客様ご契約数 1 件

お客様のご請求締日は毎月末日になります。

電話番号(お客様番号等)	料金内訳	内訳金額(円)	税区分
●	<p>* 基本料 (iPad専用) 5年 7ヶ月 * * 割引 (iPad専用) ベーシックデータ定額プラン for 4G LTE 通信料 iPad通信料@0円 41204Pkt 通信料 4G LTE iPad通信@0円 480862Pkt (通信量合計 522066Pkt [0.07GB]) 通信料 TVコール/64Kデジタルデータ通信 月額料 ウェブ使用料 月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 × 100%) 月額料 テザリングオプション 割引 月額料 テザリングオプション(5000円 × 100%) その他 ユニバーサルサービス料</p>	<p>5,700 -1,500 0 0 300 467 -467 500 -500 2 4,502 4,502 4,502 360 360 4,862</p>	8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8% 8%
●	<p>合計 (内課税対象額(8%)) (内課税対象額 計) 消費税等(8%) 消費税等 計 ご請求金額</p>		
	<p>***ポイント情報(このポイントは締日時点です)*** ■ソフトバンクポイント 保有ポイント 当月基本ポイント ポイント有効期限</p>	<p>OP OP</p>	

※ユニバーサルサービス料は、あくも日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
※更新月等の各種ご契約内容についてはMySoftBank、MyDisneymobile、MyVimobileの契約内容照会よりご確認ください。
※保険料相当額をお支払いの際、「内税」と表記される場合がございますが、非課税で計算されておりましてご了承ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆088-832-8002 ◇NTT西日本ご利用分 4,821	5,400 -1,690 500 152 2	フレッツ 光ネクスト F利用料 光もつともつと割 ひかり電話 (基本料) ひかり電話 (通話料) ユニバーサルサービス料 発行手数料 消費税等相当額 (合計) (小計)	3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 3月 1日～ 3月31日 1番号分 のご請求となります。 請求書等の発行にかかわる各種費用になります。 合算表示の料金合計×8%
◇NTT西日本分 (小計) 4,821	357 4,821		合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTTファイナンスご利用分 1,080	1,080	ぶらら利用料 備NTTぶららご利用分。	合 算
◇合計 5,901	5,901	合計 * 02月ご利用分	非対象等

<NTTファイナンスからのお知らせ>
 ○上記*印はtabel加盟店または事業者を代行し、ご請求させていただきます。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	⑨ 事務諸費	

通常払込料金 加入者負担 振替払込請求書兼受領証

00190	8	900376
加入者名 ソフトバンク株式会社(モバイル)		
金額 千 百 十 万 千 百 十 円 4 2 6 8		
請求年月 17年03月	三筆振替	
***** ***** ***** 寺内 憲資 様		
料金	日附印	29-04-18 高知竹島 郵便局 (64230) N94150017
備考		

この受領証は大切に保管してください。

ｲｸﾞ-ﾈｯﾄ 接続料

$$4,268 \text{円} \times \frac{1}{2} = 2,134 \text{円}$$



780-8018
高知県高知市竹島町84の8

寺内 憲資

様

000000-0011887-00001/00001-S03
K-03G3AW13110011887#



b10173980707307417411c

2017年 3月分
4,268円

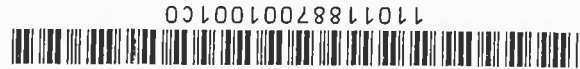
2017年 4月26日 (水)

ご請求額の内訳を裏面・または別紙に記載しておりますので、
ご確認頂きますようお願いいたします。
口座振替でお申込の場合も、金融機関との手続き上、初回及び第2回目
のお支払いにつきましては金融機関窓口・裏面に記載されているお近くの
コンビニエンスストア各窓口等へお支払いをお願いすることがあります。
下の払込取扱票で、お支払いをお願いいたします。

お知らせ INFORMATION

ご利用料金を含むレンタルサービスに関するお問合せは
「ソフトバンクレンタルヘルプデスク」までご連絡を
お願いいたします。
＜ソフトバンクレンタルヘルプデスク＞
受付時間 9:00~20:00
TEL: 0120-934-265

※新たに法人コンシェルサイトにレンタル故障、紛失
受付を開始いたしました。お電話不要で24時間受付で
きる便利な機能です。ぜひご利用ください。



11011887001001C0

1、調査研究費	2、研修費
6、資料購入費	7、広報広聴費
8、	

会派名：寺内 憲資

発行日 2017年4月11日

SoftBank ソフトバンク株式会社

〒105-7317 東京都港区東新橋一丁目9番1号

ソフトバンク
カスタマーサポート または ☎0800-919-0157
受付時間 (Business Hours)
月～日 (Mon.-Sun.) 年中無休 9:00~20:00
自動音声応答サービスは、24時間受付しております。
Automatic voice service available 24 hrs

ご利用料金をソフトバンクショップ窓口でお支払いされる際は、本請求書
をお持ちください。お持ちいただけないお客さまには、お支払いをお断り
場合がございますので、ご了承ください。

日頃はソフトバンクをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。お
支払期日までに、金融機関窓口・裏面に記載されているお近くのコンビニエ
ンスストア各窓口等へ、お支払いをお願いいたします。
Please make payment at financial institutions or convenience stores printed on the back.

なお、お支払い期日を過ぎますと、延滞利息がかかることや、ご利用が
停止になること、ならびに弊社が請求する電力などに関連する割引が解
除になる場合がございますので、必ず期日までにお支払いをお願いいた
します。

今月のトピックス TOPICS

■携帯電話機を割賦契約されたお客様におきまして、
個人信用情報機関にお支払状況を登録いたします (滞納
情報も含む)。詳細はホームページをご確認ください。

下の部分を切り取り、金融機関窓口・裏面に記載されたお近くのコンビニエンスストアの各窓口等へお支払いをお願いいたします。
For payment, please detach the bottom portion of this statement and bring it to your nearest authorized financial institution or convenience stores printed on the back.

料金明細書

<凡例>税込または免税料金は「*」、旧税率計算対象料金は「#」

● 0238271 00002/00002 ●

KDDI株式会社

西森 美和 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2017年 4月10日

1頁

● au 電話料金 ● 合計 12,581円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号 [REDACTED]	1,514		
< 3月ご利用内訳 >	1,514		auお客様コード [REDACTED]
▼基本使用料	1,700		
タブレットプラン ds(3年契約/L)		1,700	
▼オプション使用料	300		
LTE NET		300	
▼請求総額割引	-1,080		
毎月割/税込		-1,080	* 2019年 4月ご請求分まで適用
▼Apple製品向けサービス /税込	432		
AppleCare+(iPad)		432	* 税込(本体価格400円)
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等(8%)	160		8%消費税の課税対象額 2,002円

auご利用月数は2017年 4月で 1年 2ヶ月目です。

【LTE・WiMAX2+等通信量】 0.10GB

$1,514 \times 1/2 = 757$

$(11,067 - 725 - 5,554) \times 3/8 \approx 1,795$

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
ご利用番号 [REDACTED]	11,067		
< 3月ご利用内訳 >	11,067		auお客様コード [REDACTED]
▼基本使用料	2,700		
カケホ		4,200	
誰でも割+家族割		-1,500	
▼オプション使用料	4,100		
電話きほんパック		300	
LTE NET		300	
データ定額2		3,500	
▼通話料/カケホ	150		
通話料		32,200	
SMS(Cメール)送信料		150	
カケホ割引額		-32,120	
誰でも割+家族割/通話料		-80	対象家族間通話を全額割引します。
▼請求総額割引	-3,369		
毎月割/税込		-2,435	* 2016年 9月ご請求分まで適用
auスマートバリュー		-934	
▼Apple製品向けサービス /税込	648		
AppleCare+(iPhone)		648	* 税込(本体価格600円)
▼auかんたん決済利用料	725		
auスマートパス/税込		401	*
auかんたん決済/物販/税込		324	*
▼購入機器代金	5,554		
アップグレードプログラム料		300	* アップグレード/12ヶ月特典付
分割支払金		5,254	* 24回払い 7回目。残額 89,318円
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼その他	70		
各種ダイヤルサービス通話料		70	0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの通話料です。
▼消費税等(8%)	487		8%消費税の課税対象額 6,088円

auご利用月数は2017年 4月で15年 1ヶ月目です。

【LTE・WiMAX2+等通信量】 2.79GB

費用名	
1、調査研究費	2、研修費
3、要請・陳情活動費	4、会議費
5、資料作成費	6、資料購入費
7、広報広聴費	8、人件費
9、事務諸費	

携帯料金
11,067-725-5,554) × 3/8 ≈ 1,795
1514 × 1/2 = 757
5,554 × 1/2 = 2,777

会派名: 西森 美和

西森 美和 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2017年 4月10日

1頁

1,514 x 1/2 = 757

● au 電話料金		● 合計		12,581円
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考	
ご利用番号 [REDACTED]	1,514			
< 3月ご利用内訳 >	1,514		au お客様コード	[REDACTED]
▼基本使用料	1,700			
タブレットプラン ds (3年契約/L)		1,700		
▼オプション使用料	300			
LTE NET		300		
▼請求総額引	-1,080			
毎月割/税込		-1,080	* 2019年 4月ご請求分まで適用	
▼Apple製品向けサービス /税込	432			
AppleCare+(iPad)		432	* 税込(本体価格400円)	
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。	
▼消費税等(8%)	160		8%消費税の課税対象額 2,002円	

auご利用月数は2017年 4月で 1年 2ヶ月目です。
【LTE・WiMAX2+等通信量】 0.10GB

4,788
(11,067 - 725 - 5,554) x 3/8 = 1,795

ご利用番号 [REDACTED]	11,067			
< 3月ご利用内訳 >	11,067		au お客様コード	[REDACTED]
▼基本使用料	2,700			
カケホ		4,200		
誰でも割+家族割		-1,500		
▼オプション使用料	4,100			
電話きほんパック		300		
LTE NET		300		
データ定額2		3,500		
▼通話料/カケホ	150			
通話料		32,200		
SMS(Cメール)送信料		150		
カケホ割 額		-32,120		
誰でも割+家族割/通話料		-80	対象家族間通話を全額割引します。	
▼請求総額引	-3,369			
毎月割/税込		-2,435	* 2018年 9月ご請求分まで適用	
auスマートバリュー		-934		
▼Apple製品向けサービス /税込	648			
AppleCare+(iPhone)		648	* 税込(本体価格600円)	
▼auかんたん決済利用料	725			
auスマートパス/税込		401	*	
auかんたん決済/物販/税込		324	*	
▼購入機器代金	5,554			
アップグレードプログラム料		300	* アップグレード/12ヶ月特典付	
分割支払金		5,254	* 24回払い 7回目。残額 89,318円	
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。	
▼その他	70			
各種ダイヤルサービス通話料		70	0570ナビダイヤル、0180テレドームなどの通話料です。	
▼消費税等(8%)	487		8%消費税の課税対象額 6,088円	

auご利用月数は2017年 4月で15年 1ヶ月目です。
【LTE・WiMAX2+等通信量】 2.79GB

$$5,000 \times 1.08 \times \frac{1}{2} = 2,700$$

● auひかり料金		● 合計		備考
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)		
ご利用番号	7,290			
< 3月ご利用内訳 >	7,290		auひかり ホーム	
▼基本使用料	5,500			
電話サービス月額利用料		500	03/01~03/31利用分	
ネット月額利用料(ずっとギガ得プラン)		5,000	03/01~31利用 更新期間2018/09~2018/10	
▼オプション使用料	500			
割込通話利用料		300		
発信番号表示利用料		400		
番号通知リクエスト利用料		200		
割込番号表示利用料		100		
着信転送利用料		500		
電話オプションバック適用時割引額		-1,000	電話オプションバックによる割引を適用させていただいております	
▼通話料	32			
国内通話料(auおうち電話以外)		32	ご契約の電話番号: 088-825-4012	
▼請求総額割引	-100			
口座振替・クレジットカード割引額		-100		
▼機器サービス利用料	16			
STB利用料(STW2000)		16	1台	
HGW内蔵無線LAN親機機能使用料		500	11n規格無線LAN親機機能の料金適用となります	
HGW内蔵無線LAN親機機能使用料割引		-500	ISフラット割引を適用します	
▼手数料・諸費用	800			
サービス登録料		800		
▼有料コンテンツ利用料	0			
プラチナセレクトバック月額利用料		1,980		
プラチナセレクトバック月額利用料割引		-1,980		
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。	
▼消費税等(8%)	540		8%消費税の課税対象額 6,750円	

対象外情報